



ほっかいどうしょう しやじょうれい
北海道障がい者条例

- ちいき
・地域づくりガイドライン
- ちいき かいせつ
・地域づくりガイドラインの解説

ち いき 地 域 づ く り ガ イ ド ラ イ ン

ほっかいどうしょう しゃおよびしょう じ けんり ようご なら しょう しゃおよ しょう
北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障が
い児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第22条に基づく
ちいき かん きほん ししん
地域づくりに関する基本指針

へいせい ねん がつ
平成22年 3月

へいせい ねん がつ いちぶ かいせい
平成24年 8月(一部改正)

へいせい ねん がつ いちぶ かいせい
平成30年10月(一部改正)

ほっかいどうほけんふくし ぶ ぶくし きょくしょう しゃほ けんふくし か
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

まえがき

1 地域づくりガイドラインとは

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」(以下、「条例」という。)の目指す、いわば究極の目標は、「障がい者が暮らしやすい地域づくり」の実現です。たとえ障がいがあっても、住み慣れた地域で暮らし続けたいというのは誰もの願いであり、また、障がい者が暮らしやすい地域は誰にとっても暮らしやすい地域でもあります。

「障がい者が暮らしやすい地域づくり」を実現するため、この条例では、権利擁護や就労支援、地域づくりなど様々な取組が行われることとされていますが、この「地域づくりガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)は、こうした取組みの1つとして、「地域における支援体制づくり」を、市町村が中心となり、地域づくりコーディネーター、道、障がい者やサービス事業者を含む地域の様々な関係者が官民一体となって行うための手段として活用する「道具」となるものです。

2 地域づくりガイドラインのめざすもの

住み慣れた地域で生活したいという障がい者の願いを実現するためには、生活上の様々な困りごとから発生する多種多様なニーズを必要な支援につなぐきめ細かな支援体制がなければなりません。地域で生活するため必要な基本的な施策については、国が、様々な制度を、法律等に基づき、全国一律に実施していますが、それだけでは、生活上の困りごとから発生する様々なニーズに添ったきめ細かな支援を実施することは困難です。既存のサービスにニーズを当てはめるのではなく、1人ひとりのニーズに添ったオーダーメイドの支援につなげられる地域の支援体制づくりが求められています。

この「ガイドライン」も、そうした求めに応える仕組みの1つであり、条例の規定に基づき、「地域間の福祉サービス等の格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡の是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進する」ことを目的に、「市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針」となるよう作成したものです。

3 地域づくりガイドライン活用方法

道内179市町村は、社会資源の種類や量など、それぞれ異なることから、ガイドラインのめざす姿を実現しようとした時の取組み方針や方法などは、各市町村で異なります。

また、障がい者のニーズは多種多様であり、一つの市役所・町村役場、一つの事業所だけではどんなに頑張っても、ニーズを必要な支援にむすびつけることには限界があります。

このガイドラインでは、条例に基づく6つの項目を設定し、権利擁護と暮らしやすい地域づくりという視点から「めざす姿」を提示するとともに、各市町村が、まちの現状を評価し、自分達のまちづくりをどのように進めるのがよいのか、足りない機能は何かなどについて、地域の協議会などにおいて、関係機関等と協働して取組む地域づくりの進め方をお示ししています。これらを活用し、関係機関等が協議して、まちづくりの方針となる「我がまちづくりガイドライン」を作成し、その方針に沿って地域課題を解決する仕組みづくりを行うプロセスを重視した構成としています。

このため、ガイドラインに示した「めざす姿」を1つの目標としながら、「我がまち」の「めざす姿」を定め、それを実現するために関係機関等が協働するプロセスをつくり上げていただくことを目的としています。

地域に暮らす思いを共有化した人々が協働し、自分達の暮らす地域は自分達の手でつくる、制度がなければ、地域の知恵と力を結集して、必要な制度をつくるのだという取組みを進める際の道具としてご活用していただくことを切に願っています。

平成30年10月

北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課長

ち いき
地 域 づ くり ガ イ ド ラ イ ン

<p>こうもく 項目</p>	<p>すがた めざす姿</p>	<p>すがた じつげん きのう どう めざす姿を実現するための機能等</p>
	<p>1 地域の中に、障がい者等のニーズをしっかりと受け止める仕組みがある。</p>	<p>① 「ニーズ」に共感する相談支援を行うため、訪問などにより、普段見えにくい相談者の生活実態を「見る」という取組みを行っている。</p> <p>② 困ったり悩んだりすることがありながら、相談することができない障がいのニーズを潜在化させないため、地域において、しっかりと相談を受け止める多様な窓口を確保するとともに、必要に応じこれらの窓口が連携する取組みを行っている。</p> <p>③ 様々な立場の人々が自由に参加し、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて議論するなど、ニーズが集まる機能を持った「場」が地域の中にある。</p> <p>④ 障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や、意思及び嗜好の推定が、本人にとって最善の利益となるよう検討している。</p> <p>⑤ 障がいにより判断能力が十分ではない方が、不利益を被ることがないように、家庭裁判所や関係機関とも連携し、成年後見制度の利用の取組みを推進している。</p> <p>⑥ 地域におけるニーズをしっかりと受け止める仕組みづくりに市町村が主体的に関与している。</p>
<p>I 相談支援体制の確保</p>	<p>2 障がい者等にとって気軽に利用でき、安心感が持てる相談窓口の機能が確保されている。</p>	<p>① 相談支援事業所は相談者と出会う場であり、気軽に、気持ちよく利用できる仕組みづくりを行っている。</p> <p>② 24時間、365日、いつでも相談を受け付けることができる機能を確保している。</p> <p>③ どんなことでも相談ができ、また、その窓口で相談すれば必要な支援にまでつながるワンストップの相談機能を確保している。</p> <p>④ 相談支援従事者の専門性や相談技術の向上を図るため、研修会等への派遣を積極的に行うとともに、相談支援従事者の異動などにより相談支援や地域の協議会の機能が低下しないよう、市町村として必要な体制の確保に努めている。</p> <p>⑤ 相談者を保護するための必要な配慮や取組みを行っている。</p>
	<p>3 障がい者等の生活を支える支援につながる個別支援が実施されている。</p>	<p>① 相談者の望んでいる生活を実現するため、意思決定の支援に配慮し、チームアプローチの考え方による個別支援(ケアマネジメント)を行っている。</p> <p>② 相談者の支援に責任のある事業所の担当者が集まり、ニーズに添った支援のあり方などについて協議することを目的に個別の支援会議を開催している。</p> <p>③ ライフステージを通じて継続的に必要な支援を行うため、支援に関わる関係機関があらかじめ連携し、支援の方針や役割分担について本人や家族と協議するなどの取組みを行っている。</p>

<p>こどもく 項目</p>	<p>めざす姿^{すがた}</p>	<p>めざす姿を実現するための機能等^{きんのう とう}</p>	
<p>II ネットワークの構築(地域の協議会の設置・運営)</p>	<p>1 個別支援から明らかとなった地域課題について検討し、解決に向けた取組みが行われている。</p>	<p>① 現状の社会資源では対応が困難な支援に関する情報を集積し、地域の協議会を構成する全ての機関が地域課題を共有する取組みを行っている。</p>	
		<p>② 共有化された様々な地域課題のうち、どれを優先して対応するのか市町村としての方針を地域の協議会において協議し決定している。</p>	
		<p>③ 優先的に対応するとされた地域課題について、地域の協議会を構成する機関などが、それぞれの組織を超えて協働し、地域資源(インフォーマルを含む)の新たな活用方法や開発など、課題解決に向けた取組みを行う体制が確立している。</p>	
		<p>④ 障がい者の高齢化や重度化などにおいても、障がい者の地域生活を支えるため、地域においてどのような体制を構築するかなどの、目指すべき整備方針の検討や、整備後においても、体制や機能が地域の実情に適しているか、地域の課題に対応できているかなど、地域の協議会を活用しながら検討が行われている。</p>	
		<p>⑤ 重症心身障がい者や医療的ケアの必要な重度の障がい者への地域生活の支援を推進するため、地域の協議会を活用し、地域の実情の把握や、課題解決に向けた協議を行っている。</p>	
		<p>⑥ 障がい児に対し、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、ライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整備するため地域の協議会を活用し協議を行っている。</p>	
		<p>⑦ 市町村は地域の協議会の活動に積極的に参加し、地域の実情や地域課題の把握に努めるとともに、課題解決に向け主体的に取組んでいる。</p>	
		<p>2 権利擁護や暮らしづらさの解消などについて地域の人々が協議し、課題解決に向けた取組みが行われている。</p>	<p>① 権利擁護などに対する住民の理解の促進、虐待や差別等をはじめとした暮らしづらさの解消などについて、地域の様々な立場の人々が、それぞれの組織を超えて協働する場(調整委員会)があり、官民が一体となった取組みが行われている。</p>
			<p>② 地域で解決が困難な重大な事案や広域で調整が必要な課題については、地域相談員と協働し、また、地域づくり委員会とも密接に連携するなど、課題解決に向け必要な対応が図られている。</p>
			<p>③ 障がいにより判断能力が十分ではない方が地域で暮らしていけるように、成年後見制度を安心して利用できる環境を整備していくため、地域において、保健・福祉・司法などの関係機関が連携している。</p>
<p>④ 地域における差別解消に向けた取組みを推進するため、職員の対応要領を作成し、必要な都度見直しを行うほか障がい者差別解消支援地域協議会の設置に努めている。</p>			

<p>こうもく 項目</p>	<p>すがた めざす姿</p>	<p>すがた じつげん めざす姿を実現するための機能等 きのう どう</p>
	<p>1 地域で生活する障 がいの生活実態につ いて把握し、その情報を 有効に活用している。</p>	<p>① 個人情報やプライバシー保護に充分な配慮を行い、個人情報の活用についての理解が得られるよう取組みながら、障がい者の生活実態に関する情報を把握し、災害時等の危機管理対策や孤立化の防止などに活用している。</p> <p>② 個人情報やプライバシー保護に充分な配慮を行いながら、障がい者の生活実態に関する情報を把握し、潜在化しているニーズの掘り起こしや見守りなど、チームアプローチによる個別支援の充実につなげている。</p>
<p>Ⅲ 障がい者 や障がい者の 支援に関する 社会資源の 実態把握</p>	<p>2 インフォーマルサー ビスを含む社会資源に ついての把握・評価を 行い、関係者で共有す る取組みが行われてい る。</p>	<p>① 地域の協議会において、インフォーマルサービスを含めた社会資源の把握や情報の共有化を図り、チームアプローチによる個別支援の充実につなげている。</p> <p>② 社会資源の把握に当たっては、事業所などの現場に実際に足を運ぶなど、きめ細かな情報の把握と積極的なネットワークづくりに努めている。</p> <p>③ 障がいの重度化・重複化や多様化に対応するため、地域の中核的な役割を担う市町村子ども発達支援センターが児童発達支援センターと同等の機能を有するよう専門的機能を強化するために、地域の特徴や資源の把握に関係機関と連携して取組んでいる。</p> <p>④ 地域資源の状況等を踏まえ、障がい者の高齢化や重度化などが進行しても、地域で暮らしていけるように体験の場のほか、住まいの場や体調不良時などでも一時的に受け入れるような体制の整備など、地域単独または広域的に人材の有機的な結びつきを強化し、他施策や他職種と連携した取組みを行っている。</p> <p>⑤ 社会資源や地域のニーズに関する情報を基に、地域の特徴や資源の過不足などの診断・評価を行い、現在地域にある社会資源の新たな活用等にも取組んでいる。</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>すがた めざす姿</p>	<p>すがた じつげん めざす姿を実現するための機能等</p>
<p>IV 地域住民 と関係者との 連携した障が い者の支援体 制の確保(地 域コミュニティ づくりの推進)</p>	<p>1 障がい及び障がい 者に対する地域住民の 理解を促進する取組み が行われている。</p>	<p>① 高齢者、障がい者、児童などが自由に交流できる「場」を確保するなど、住民と障がい者が日常的に接する機会をつくっている。</p> <p>② 学校教育の場、講演会、学習会、対話集会、広報誌など、あらゆる機会を活用して、障がいや障がい者についての住民理解が促進されるような機会をつくっている。</p> <p>③ 障がい者にとって、意思疎通支援の手段が多様にあることや、手話が言語であることについての住民理解が促進されるような機会をつくっている。 また、情報保障のために障がい者に応じた配慮が必要であることについて住民理解が促進されるような機会をつくっている。</p> <p>④ 共生社会の実現をめざして差別や暮らしづらさの解消を図るため、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者に対する合理的配慮の提供について、当事者や地域の関係団体、障害福祉サービス事業所等と連携しながら地域の住民理解が促進されるような機会をつくっている。</p> <p>⑤ 地域の保育、教育等の支援体制を整え、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障がい児の地域社会への参加や、全ての人が社会の一員として包み支え合うインクルージョン(包容)を推進している。</p>
	<p>2 身近な協力者を増 やし、障がい者の地域 生活を見守る協力体制 を確保するとともに、障 がい者が主体的に地域 づくりに参画する取組 みが行われている。</p>	<p>① 町内会活動、老人クラブ、文化活動サークル等、地域住民の様々な自主的な活動への参加や、障がい当事者による自主的な活動への参加により、相互の交流が図られ、また、こうした場などで障がい者が自ら進んで活躍できる環境を整備するなど、地域のコミュニティの形成や活用に積極的な支援を行っている。</p> <p>② 障がい者の地域での生活を見守り支援するため、医療機関、障害福祉サービス事業所、意思疎通支援者、雇用先などのほか、コンビニ、新聞販売所、水道、ガス、電気等の事業者との協力体制や警察、消防などとの緊急時の連携体制が構築できている。</p>
	<p>3 災害時における障が い者の支援体制が確保 されている。</p>	<p>① 平常時から、災害時要援護者の把握に努めるとともに、地域住民が参加し実施する防災訓練等において、住民の自助力向上のための取組みや災害時要援護者への対応方法等の周知を図っている。</p> <p>② 平常時から、地域住民と災害時要援護者とのコミュニケーションを図り、地域住民同士の支援体制の整備、連絡・情報伝達や避難所における支援、各種関係者・団体との協力体制の確立、さらには、災害時要援護者のための福祉避難所として、社会福祉施設等の指定などの取組みを行っている。</p> <p>③ 障がいの有無にかかわらず、すべての人々に必要な情報が伝達されるとともに、ニーズ等についても適切に把握することができるよう、障がい特性への理解や情報保障への配慮が行われている。</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>すがた めざす姿</p>	<p>すがた じつげん めざす姿を実現するための機能等 きのう とう</p>
<p>V しょう しゃ 障がい者 の就労支援</p>	<p>1 しょう しゃ しゅうろう 障がい者の就労を し えん 支援するため、関係機 かんとう れんけい きょうりょく 関等の連携・協力体制 かくほ を確保している。</p>	<p>① しょうそん かんけいきかん しせつ じぎょうしょ とう ごうどう ちいき 市町村、関係機関、施設(事業所)等が合同で、地域における障がい者の就 うろうしえん かん きょうぎ ば きかい かくほ 労支援に関して協議する場・機会を確保している。</p> <p>② しゅうろう きぼう ここ しょう しゃ たい ちいき かんけいきかん ひつよう じょうほう 就労を希望する個々の障がい者に対して、地域の関係機関が必要な情報を きょうゆう てきせいひょうか しょくぎょうたいけん しゅうろう しょくば ていちやく しゅうぎょうせいかつしえん 共有するとともに、適性評価、職業体験、就労、職場定着、就業生活支援などの プロセス毎に役割分担し、就職の準備段階から職場定着まで支援できる体制を かくほ 確保している。</p>
	<p>2 しょう しゃ しゅうろうそく 障がい者の就労促 しん しょくば ていちやく とりく 進や職場定着の取組み おこな が行われている。</p>	<p>① ちいき こうてき きかん みんかんきぎょうとう しょう しゃ しょくば じっしゅう しょくば たいけん 地域の公的機関、民間企業等において、障がい者の職場実習や職場体験を おこな ば かくほ 行う場を確保している。</p> <p>② しゅうろうご ここ しょう しゃ なや たい そうだん たいせい かくほ 就労後の個々の障がい者の悩みなどに対して相談できる体制を確保してい る。</p>
	<p>3 しせつ しょう しゃ 施設や障がい者を こ しょう ぎぎょう しえん 雇用する企業を支援す とりくみ おこな る取組みが行われてい る。</p>	<p>① ちいき こうてき きかん みんかんきぎょうとう しせつ じぎょうしょ じゅさん せいひんこうにゆう ぎょうむいたく 地域の公的機関、民間企業等が施設(事業所)の授産製品購入や業務委託 とう はいりよ 等に配慮している。</p>
		<p>② こうきょうしせつ かくしゅ かつよう じゅさん せいひん かんけいきぎょう せいひんはんばい 公共施設や各種イベントを活用し、授産製品や関係企業の製品販売やPRの スペースを かくほ 確保している。</p>
		<p>③ きぎょう しせつ じぎょうしょ たい しょう しゃ しゅうろうしえん かん かくしゅしきく ふく 企業、施設(事業所)に対して、障がい者の就労支援に関する各種施策(福 し こうよう 祉・雇用)などの情報提供や、雇用に向けた働きかけを行う機会を設けている。</p>
	<p>VI その他</p>	<p>1 ちいき きぎょうかい き 地域の協議会の「機 のう かくほ じっこうせい 能」を確保し、実効性 あるものとする取組み おこな が行われている。</p>

かいせい けいか
<改正経過>

へいせい ねん がつ にちいちぶ かいせい
平成24年 8月15日一部改正。

へいせい ねん がつ にちいちぶ かいせい
平成30年10月31日一部改正。

ちいき 地域づくりガイドラインの解説

ほっかいどうしょう しゃおよびしょう じ けんり ようご なら しょう しゃおよ しょう
北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障が
い児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第22条に基づく
ちいき かん きほん ししん かいせつ
地域づくりに関する基本指針の解説

へいせい ねん がつ
平成22年 3月

へいせい ねん がつ いちぶ かいせい
平成25年 3月(一部改正)

へいせい ねん がつ いちぶ かいせい
平成30年10月(一部改正)

ほっかいどうほ けんふくし ぶ ぶくし きよくしょう しゃほ けんふくし か
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

目次

第1章	地域づくりガイドラインについて	1
第2章	地域づくりガイドラインの活用について	6
第3章	地域づくりガイドライン各項目の解説	13
I	相談支援体制の確保	13
II	ネットワークの構築（地域の協議会の設置・運営）	34
III	障がい者や障がい者の支援に関する地域資源の実態把握	48
IV	地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保 （地域コミュニティづくりの推進）	54
V	障がい者の就労支援	66
VI	その他	73



第1章 地域づくりガイドラインについて

1 地域づくりガイドラインとは

- 「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」(以下「条例」という。)の目指す、いわば究極の目標は、「障がい者が暮らしやすい地域づくり」の実現です。たとえ障がいがあっても、住み慣れた地域で暮らし続けたいというのは誰もの願いであり、また、障がい者が暮らしやすい地域は誰にとっても暮らしやすい地域でもあります。
- 「障がい者が暮らしやすい地域づくり」を実現するため、この条例では、権利擁護や就労支援、地域づくりなど様々な取組みが行われることとされていますが、この「地域づくりガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)は、こうした取組みの1つとして、「地域における支援体制づくり」を、市町村が中心となり、地域づくりコーディネーター、道、障がい者やサービス事業者を含む地域の様々な関係者が官民一体となって行うための「道具」となるものです。

2 地域づくりガイドラインのめざすもの

- 住み慣れた地域で生活したいという障がい者の願いを実現するためには、地域の中に、生活上の様々な困りごとから発生する多種多様なニーズを必要な支援につなぐきめ細かな支援体制がなければなりません。地域で生活するため必要な基本的な施策については、国が、年金や障害福祉サービスの給付等をはじめ、様々な制度を、法律に基づき、全国一律に実施していますが、それはあたかもサイズやデザインが、あらかじめ決められた既製服のようなもので、それだけでは、生活上の困りごとから発生する様々なニーズに添ったきめ細かな支援を実施することは困難です。1人ひとりのニーズに添ったオーダーメイドの支援につなげる、「地域ニーズ」を重視した地域の支援体制づくりが求められています。
- このガイドラインも、そうした求めに応える仕組みの1つであり、条例の規定に基づき、「地域間の福祉サービス等の格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡の是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進する」ことを目的に、「市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針」となるよう作成したものです。

- 基本的な指針としてガイドラインに定めるべき事項については、条例第23条に7項目規定されていますが、これらにより、ガイドラインが実現しようとする「めざす姿」は次の2点です。

1 障がい者やその家族のニーズをしっかりと受け止め、そのニーズを必要な支援にむすびつける相談支援体制と、地域課題の解決に取り組む地域のネットワーク（地域の協議会）を両輪とする地域の支援体制を官民一体となって構築すること。

2 障がい特性や障がい者に対する地域住民の理解を促進するとともに、障がい者が社会の一員として活躍できる場所や役割を持ち社会に参加し、障がいのある人も、ない人もともに助け合える地域社会づくりを住民が一緒になって推進する地域の仕組みを構築すること。

3 地域づくりガイドライン活用にあたっての留意点

― 地域特性に応じたオーダーメイドの対応 ―

- 道内の179市町村は、人口や財政の規模、社会資源の種類や量、また、産業構造も、これまで歩んできた歴史もそれぞれ異なります。解決すべき地域の課題、ガイドラインのめざす姿を実現しようとした時の取組方針や方法などは、各市町村で異なります。

しかし、すべての市町村において検討しなければならない課題は、地域の関係機関等が協働する地域づくりのプロセスを確立することです。障がい者の生活全般の困りごとから発生するニーズは多種多様であり、一つの市役所・町村役場、一つの事業所だけではどんなに頑張っても、必要な支援にむすびつけることには限界があります。

地域づくりは、地域に暮らし、思いを共有化した人々との協働作業として取組み、その理解の輪を広めることにより、はじめて新たな可能性が開かれるのです。

- このガイドラインでは、権利擁護と暮らしやすい地域づくりという視点から「めざす姿」を提示するとともに、各市町村が、まちの現状を評価し、自分達のまちづくりをどのように進めるのがよいのか、足りない機能は何かなどについて、地域の協議会やニーズが集まる機能をもった「場」などにおいて、関係機関等と協働して取り組む地域づくりの進め方と、そのためのワークシートを示しています。これらを活用し、関係機関等が協議して、まちづくりの方針とな

る「我がまちづくりガイドライン」を作成し、その方針に沿って地域課題を解決する仕組みづくりを行うプロセスを重視した構成としています。

このため、このガイドラインは、単に、「めざす姿」を実現するための機能等」を市町村が有しているかどうかについて、機械的にチェックするためのものではありません。

ガイドラインに示した「めざす姿」を1つの目標としながら、ワークシートを利用し、自分達で「目標」欄に「我がまちづくりガイドライン」としての「めざす姿」を描き、それを実現するために関係機関等が協働するプロセスをつくり上げていくことを目的としています。

地域に暮らす思いを共有した人々が協働し、自分達の暮らす地域は自分達の手でつくる、制度がなければ、地域の知恵と力を結集して、必要な制度をつくるのだという取組みを進める際の道具として活用するものです。

4 地域づくりコーディネーターによる支援

- 市町村の相談支援体制づくりは、「現状」（地域ニーズの充足性）の評価、「地域課題」（改善すべきポイント）の共有化を行い、優先度の高い地域課題から「具体的解決」を協議し、役割分担を明かにして実施する、また、その結果を再評価するといったプロセスにおいて、市町村と地域の関係機関が協働して取り組むことが重要です。

地域づくりコーディネーターは、市町村のこうした取組みに対し、地域づくりガイドラインを活用し、総合振興局（振興局）と連携しながら、専門的な立場から助言等を行うこととしています。

5 地域づくりガイドライン項目

- 地域づくりガイドラインの項目では、「めざす姿」を14の視点に細分化して示すとともに、それぞれの「めざす姿」を実現するための機能等」を例示しています。各項目のねらいは、次のとおりです。

【ガイドラインの項目】	
I	相談支援体制の確保
II	ネットワークの構築（地域の協議会の設置・運営）
III	障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握
IV	地域住民と関係者との連携した障がい者支援体制の確保 （地域コミュニティづくりの推進）
V	障がい者の就労支援
VI	その他

I 相談支援体制の確保

ここでは、相談者のニーズをしっかりと受け止める相談窓口が確保されるとともに、必要に応じてこれらの窓口が連携すること、相談者にとって安心感を持てる相談窓口の機能に関すること、そして相談窓口で把握したニーズをそのニーズに添った支援につなげるための、本人の自己決定を基本としたケアマネジメントの4つの視点について記載し、官民が一体となって、地域の中にこのような相談支援体制を構築することの重要性について記載しています。

II ネットワークの構築（地域の協議会の設置・運営）

ここでは、2つの視点を設定しています。1つ目は、地域の協議会の最も重要な機能であるネットワークを構成する関係機関等が組織を超えて協働し、地域課題の解決に取り組む機能についてであり、2つ目は、条例により規定され、地域で暮らす障がい者の暮らしづらさの解消に向けて地域の人々が協議し、課題解決に向けて取り組む調整委員会について記載しています。

また、Iの相談支援機能とIIのネットワークによる地域課題を解決するための機能は、地域で暮らす障がい者の生活を支える両輪となる、なくてはならない重要な機能です。

III 障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握

ここでは、地域で生活する障がい者の生活実態の把握とインフォーマルサービスを含む社会資源の把握という2つの視点から、障がい者の地域生活を支える取組みの基本となる情報の把握及び共有化と、それらの情報をもとに地域の現状の評価を行うことの大切さや災害時等の健康危機管理対策や孤立化防止などの支援に活用することについて記載しています。

IV 地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保（地域コミュニティづくりの推進）

障がい者にとっての権利の擁護や暮らしやすい地域づくりを進めるためには障がい特性や障がい者に対する地域住民の理解と協力とともに、障がい者自身が主体的に地域づくりに参画することが大切です。

そのため、ここでは、住民の理解を促進すること、地域で温かく見守る協力体制を確保すること、障がい者による自主的な活動や活躍できる場などの環境の整備、そして災害時の支援体制の確保の4つの視点から地域住民との連携の重要性について記載しています。

V 障がい者の就労支援

障がい者が地域で生き生きと暮らすためには就労の確保が欠かせません。

障がい者の就労の確保に向け、地域や関係機関が連携し、官民が一体となった取り組みが重要であることから、ここでは、関係機関等の連携・協力体制の確保に関する事、就労促進や職場定着に関する事、施設や障がい者の雇用等に取り組む企業に対する支援に関する事の3つの視点から記載しています。

VI その他

地域の協議会の本質は、地域課題を解決するための機能を確保することであり、地域に暮らす様々な関係機関等が協働する取り組みを継続することが重要であるとの視点について記載しています。



第2章 地域づくりガイドラインの活用について

1 地域づくりのための協議の進め方

- 解決すべき地域の課題や、社会資源の種類や量は、各地域様々ですが、この地域づくりガイドラインで「めざす姿」を提示したのは、それぞれの地域で関係機関等が協働する地域づくりのプロセスを確立するためです。ガイドラインの各項目について、機能の有無を機械的にチェックするのではなく、めざす姿を1つの目標として、地域の現状を評価し、地域の課題について共通の認識を持ち、具体的な解決策を協議、検討、実施するといった一連のプロセスを重要視しており、ワークシートを表しました。

このワークシートは、地域づくりを行うための1つの材料となるものです。

2 地域づくりのための活用

- 地域の協議会等の関係者が協議する場面だけではなく、当事者や親の会、町内会などでも、それぞれに関係深い項目を活用したり、シートを少し工夫することで、自分達が取組めることについて考える材料とすることができます。関係者だけでなく、地域住民とこういった話し合いをすることは、様々な視点から我がまちを見ることができ、非常に有益です。また、障がい及び障がい者への理解を促進するとともに、身近な支援者を増やす機会となり、地域の課題を解決する力の向上につながります。

(1) ワークシートの構成

ワークシートは【現状評価】【優先順位の検討】【計画立案】の3つの過程に対応した項目で構成しています。具体的に我がまちについて考え、我がまちなりのガイドライン、地域づくり計画をつくるものです。

めざす姿	地域づくりガイドラインの『めざす姿』が入ります。
機能	<ul style="list-style-type: none"> • 地域づくりガイドラインの『めざす姿を実現させるための機能等』が該当します。 • ガイドラインに掲載している項目以外にも、各地域で必要と思われる機能や視点を、随時、付け加えてください。
現状評価 我がまちな取組	<ul style="list-style-type: none"> • 我がまちな現状評価をする過程です。 <p>我がまちでは、こんな取組みをしている、機能を担う人がいる、一機関では充分ではないけれども、〇〇と△△で役割分担したり、□□の形で機能を満たしているなど、具体的に考え、「我がまちな取組み」</p>

<p>・課題</p>	<p>欄に整理します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要性（地域に求められているもの）を考慮し、不足している機能、「こうあったらいい」という体制、支援を「課題」欄に整理します。この現状評価の欄はシートの中心的な部分です。 公的なサービス（社会資源）や、目に見えるものだけがあてはまるものではありません。我がまちのいいところに注目してください。
<p>優先順位</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域によっては、課題が多く出てくるかもしれませんが、全てを同時に取組むことは困難です。 その中から、重要性や緊急性、課題解決に要する期間などを考慮して、優先順位をつけてください。出てきた課題全てに優先順位をつける必要はありません。
<p>長期目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現状評価をもとに、我がまちの目標、めざす姿を記載します。 地域づくりガイドラインの『めざす姿を実現させるための機能等』に記載している程度のおおきさで記載していくとよいでしょう。 次の協議過程で、具体的な取組みについて検討しやすだけでなく、「めざす姿」「めざす姿を実現するための機能等」を整理することにより『我がまちのガイドライン』になります。
<p>短期目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長期目標に対し、数ヶ月～1年程度の段階的な到達点、短期目標を設定します。
<p>短期目標に向けた具体的な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設定した短期目標に向けての具体的な取組みを記載します。ここでは、役割分担を明確にすることが必要です。 市町村内にはない広域サービスの活用や、専門的支援が必要な場合もありますが、そこに全てを委ねるのではなく、自分達の地域で、自分達はどのようにしていくのかを考えることが大切です。
<p>中・長期の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> めざす姿、長期目標を踏まえ、中・長期の取組みを設定します。

(2) ワークシートの使い方

最初に、我がまちにおける障がい者の地域生活を支える支援の全体像をとらえる必要があります。障がい種別により、支援の内容等が異なるだけでなく、例えば就学や就職の時期、単身生活を始める時期、医療的ケアの確保が必要な人など、様々なライフステージや場面で、求められる支援がどのようなものか、我がまちにおいてどのような支援ができるのか、今までに関わった障がい者の生活等を思い浮かべ、イメージをふくらまします。地域づくりのための協議の進め方は以下のとおりです。

【現状評価】

<活用方法の例1>
 障がい者が、自分達のまちで、その人らしく生活することを基本に、『機能』の項目にそって、我がまちにおけるその機能がどのような状況であるか話し合

います。

- 単に資源や機能の有無ではなく、機能があるとするならば、どのような取組みからそう判断できるのか、一方、機能が不足しているという場合は、どうしてそのように考えるのかを、みんなで話合います。
- 一つの項目についても、その人の立場や視点により、様々な評価結果が出るのは当然のことです。それぞれの考え方を理解、尊重し、現状を共通認識していく過程が非常に重要です。
- そのことにより、地域の現状評価が深まり、課題解決へのヒントも得られます。
- 話し合う過程で、それぞれの機関等の役割理解が進み、協働の関係がつけられていきます。
- それぞれの機能について、イメージを具体化しづらいなど、深く掘り下げた議論が進まない場合は、実際の個別の相談事例を通し、『機能（視点）』の欄の項目ごとに、その人にとって地域の体制や機能についてどうだったのかを考えてみることも効果的です。

この場合は、どうしても、直面している目先の課題に固執したり、該当する項目が一部分だけになりがちですので、他の事例や、もしこういう障がいのある人だったら、どう対応できるのだろうかなどと具体的に想定しながら、まあ全体を客観性を持って、より多くの機能について検討することが大切です。

<活用方法の例2>

めざす姿に向かって、地域で最低限おさえたい、また、大切にしたい機能などを、話し合いによって、共有することから始めます。

- ガイドライン項目にある『めざす姿を実現させるための機能等』を参考にしながら、我がまちのガイドライン項目一覧を作成していくイメージです。
- そのためには、各市町村での取組みや課題についても同時に協議していくことが必要であり、『機能等』、『わがまちの取組み』、『課題』の3つの欄を、行ったり来たりしながら協議することになります。
- 『めざす姿を実現させるための機能等』が細分化されており、地域の現状と重ねあわせにくい、地域づくりについて協議する土台ができている、まず自由に意見交換したい、というような場合には、『めざす姿を実現させるための機能等』を空欄にするなど、シートを部分的に変更して、この活用方法2に取組むことも有効です。

【優先順位の検討】

- ・課題が整理できたら、課題解決に向けた取組みを、どの課題、項目から始めるか、優先順位をつけます。
- ・緊急性や重要性があるものはもちろん優先させるべきものですが、「これならできそう。まず、やってみよう」という関係者の気持ちも、優先順位をつける際の大きな要因となります。

【計画作成】

- ・優先順位が高く設定された現状の評価結果に対し、我がまちでは、どのような姿をめざすのか、その実現のために必要な機能等（長期目標）を再度、みんなで確認します。
- ・その実現のために、具体的な取組みを協議していきます。
- ・限られた資源をどう工夫して活用していくか、障がいの有無にかかわらず、地域住民の人の力をいかに発揮してもらうかなど、まずはいろいろな視点から、たくさんのアイデアを出し合います。
- ・短期目標に向けての具体的な取組みでは、役割分担を明確にします。それぞれがどういったことができるのか、現状評価のプロセスをふまえ、建設的な協議が求められます。

また、市町村にはない広域サービスの活用や、専門的支援が必要な場合がありますが、そこに全てを委ねるのではなく、広域のサービス提供者や専門的支援者と、どう連携し、自分達の地域でどのような支援ができるのか、自分達はどのようにしていくのかを考え、継続して関わる姿勢が大切です。

- 短期目標の達成時期等を目安に、実行してみてどうだったのか、改善点や状況の変化を確認します。計画作成の段階で、次回の評価時期についても、共通認識しておきます。実施後に再評価をすることは、現状の把握・評価をする、解決方法を検討する、実行してみる、そしてそれがどうだったのか修正、改善するという一連の活動サイクルになります。既存のワークシートに加筆したり、関係する項目については再評価の段階で新しいシートに記載するなど、経過がわかるようにしておきます。

(3) 有効な協議の場とするために

- 参加者が話しやすく、それぞれの貴重な意見をひき出すためには、事前の検討、準備が必要です。例えば、同じ機関であっても、管理職と実務者ではそれぞれ違う視点が期待できますので、どこに話し合いの焦点をあてるか、その目

的てきによって、適てきすると思おもわれるメンバこうせいー構成とすることが望のぞましいです。
地ち域の協き議ぎ会かいを設せつ置ちしている市し町ち村そんでは、地ち域か課だい題きを共き有ゆうする機き能のうを有ゆうする（定てい例れい会かいなど）を活かつ用ようすることが効こう果くわ的てきです。

- 話はなしやあすい雰ふん圍い気きをつくるとたためには、進しん行こう役やくがファシリテそくーターしん（促そく進しん者しや）
ととしての技ぎ術じゆつをつか、時ときには場ばの緊きん張ちやうを解とき、和なごませるよほううな方かつ法ほうを活かつ用ようして
もよいでしょう。

ファシリテやくわりーターの役やくわり割わり：

- ・参さん加か者しやが主しゆ体的たいに考かんがえられるよしえんな支こえ援おこな、声さんかけをかしや行しんう（参き加き者き自じ身しんの氣きづきを促うながす）。
- ・参さん加か者しやが公こう平へいに発はつ言げんができるよようにする。
- ・傾けい聴ちやうし、中ちゆう立りつな立たち場ばでアイデひアを引だき出す。
- ・議ぎ論ろんが本ほん題だいから外はずれすぎないよよう、時ときに、会かい議ぎの進しん行こうを軌き道どう修しゆう正せいする。

話はなしああひのルるール：

協き議ぎの場ばで、建けん設せつ的てきな意い見けんや新あたらしいアイデうアがさん生かましやれるたためには、参さん加か者しやそ
れそれの配はい慮りよがひつ要ようです。

- ・他た人にんの発はつ言げんを否ひ定てい、非ひ難なんしない。
- ・課か題だい、問もん題だい点てんは、そげんの原げん因いんや責せき任にんの所しよ在ざいを掘ほり下さげるのかいけつではなく、解かい決けつする
たための方ほう向こう性せい（「ここうああつたたららいい」「ここうううでできたたら」）をささぐる。
- ・解かい決けつの方ほう向こう性せいを探さぐろうとしない不ふ満まんや非ひ難なんの言いいいばななしや、他た機き関かんに責せき任にん
をお押しつはつけるよような発はつ言げんはしない。
- ・地ち域いのちゆういいとこころろや、でちゆうきいているここととに、ししっしかり注ちゆう目もくする。いいいいとこころろ伸の
ばしの視し点てんをも持もつて、がじんぶんたちちで認みめる。
- ・会かい議ぎでの発はつ言げんは、不ふ必ひつ要ように外そとに持もち出ださない。

ワークシート

めざす姿	機能等 (視点)	現状評価		優先 順位	目標	目標に向けた対応		
		我がまちの取組み (有する機能)	課題			短期目標	短期目標に向けた 具体的取組み	中・長期の取組み
I-1 地域の中に、障 がい者等のニー ズをしっかりと受 け止めるしくみがある。	① 「ニーズ」に共感する相 談支援を行うため、訪問など により、普段見えにくい相談 者の生活実態を「見る」という 取組みを行っている。							
	② 困ったり悩んだりするこ とがありながら、相談するこ とができない障がい者の ニーズを潜在化させないた め、地域において、しっかりと 相談を受け止める多様な窓 口を確保する取組みを行っ ている。							
	③ 様々な立場の人々が自 由に参加し、障がい者が暮ら しやすい地域づくりについて 議論するなど、ニーズが集 まる機能を持った「場」が地 域の中にある。							
	(追加)							
	(追加)							

機能の有無、できている、
できていないと評価したり、
点数をつけるためのものでは
ありません。

情報を共有する、協議するプロセスが大切です。
シートは話し合うため、改善するための材料です。

全てに取組むことは困難です。
自分たちが、できることから始めましょう。

・シートをきれいに埋めることが目的とならないように
しましょう。あくまでも協議のための材料です。

・項目 I の1から順番に話しあったり、一つずつの項目
を必ずしも分けて考える必要はありません。
メンバーによって話しやすい項目から、取組んでくだ
さい。

・出てきた課題すべてに取組むことはできません。
優先順位をつけましょう。

ワークシート(実践例)

めざす姿	機能等 (視点)	現状評価		優先 順位	目標	目標に向けた対応		
		我がまちの取組み (有する機能)	課題			短期目標	短期目標に向けた 具体的取組み	中・長期の取組み
I-1 地域の中に、障がい者等のニーズをしっかりと受け止めるしくみがある。	① 「ニーズ」に共感する相談支援を行うため、訪問などにより、普段見えにくい相談者の生活実態を「見る」という取組みを行っている。	・〇〇市から委託を受けている「相談室〇〇」では、利用者の必要に応じて家庭訪問を実施し、生活実態を把握することができている。	・家庭に入り込むことで、生活の様子を把握することはできる反面、家族の干渉などによって、利用者自身の本当のニーズが見えにくくなることもある。		①「相談室」の存在の周知を図る。	①PR活動の展開	①パンフレット、広報での紹介、回覧板の活用、公共施設のトイレを利用した情報発信など積極的なPR活動を行う。	
	② 困ったり悩んだりすることがありながら、相談することができない障がい者のニーズを潜在化させないため、地域において、しっかりと相談を受け止める多様な窓口を確保する取組みを行っている。	・地域の中に児童デイ・障がい福祉サービス事業所も含め、「相談室〇〇」、就業・生活支援センター「△△」など多様な窓口が確保されている。	・市民レベルの認知という面ではPR不足である。 ・何らかの手帳を持ちながら福祉サービスの利用がない場合など、ニーズが潜在化しかねないが、現在はそのことを吸い上げるシステムがない。 ・周りが困っていても、本人には「困った感」がない場合もニーズが表面化しづらい。 ・例えば戸別訪問をする場合は、昨年の強化事業の実施で痛感したことが、行政のバックアップが必要である。		①相談室をより多様化していく。	①困ったときに相談できる人作り。	①保健師、幼稚園、保育所、民生委員ひいては自治会など地域の一人ひとりが「その時の相談窓口になる」という意識づくりを行う。(機会を活かした啓蒙活動・研修会の実施など)	市の主体的な取組みであることを意識する。
	③ 様々な立場の人々が自由に参加し、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて議論するなど、ニーズが集まる機能を持った「場」が地域の中にある。	・当事者の団体、支援者の団体とさまざまなグループがあり、それぞれに活動を行っておりそのなかには「話し合う場」はあるが、横のつながりは不足している。 ・声を吸い上げる「場」やシステムはない。	・児童デイの父兄を見ていても、代代的に「群れない」のでニーズの集まる場を作ること意識して働きかけてもなかなか上手くいかない。学校に入るまでの経過的な活用という認識とまりになっている。 ・「話し合う場」はあっても「議論」するということは難しい状況。 ・横のつながりを意識した「場」作りが必要。		②潜在化しているニーズの把握	②戸別訪問の実施に向けた行政への働きかけ	②戸別訪問の必要性和行政が同行することの有効性について働きかけを継続する。	
				①「話し合う場」の共有化を図る。	①地域の協議会への働きかけ。	①誰でも参加できるミーティングを年に一度、地域の協議会の主催で開催する。		

3

第3章 ガイドライン各項目の解説

I 相談支援体制の確保

1 地域の中に、障がい者等のニーズをしっかりと受け止める仕組みがある。

① 「ニーズ」に共感する相談支援を行うため、訪問などにより、普段見えにくい相談者の生活実態を「見る」という取組みを行っている。

○ 障がい者やその家族に対する相談支援は、相談者の日常生活全般に渡り包括的に行われることが多く、このような相談支援は、日常生活において発生する様々な不安や困りごとについて、気軽に何でも話せる安心感があってはじめて成り立つものです。この安心感がないと、たとえ地域に相談支援事業所などの相談機関が設置されていても、障がい者やその家族にとっては、相談できる場があることにはならないのです。

○ 相談支援では、生活上の困りごとから発生するニーズをしっかりと受け止めて支援につなげていく必要があります。その際、既存のサービスを前提とした支援を考えるのではなく、相談者が望んでいる生活を明らかにし、その実現を支援するという基本的な考え方に立ち、相談者のニーズに「共感」という姿勢が重要です。

○ ニーズへの共感とは、相談者の話を傾聴するとともに、その自宅を訪問したり、集いの場へ一緒に参加するなど、普段、相談支援場面だけでは見えにくい相談者の生活実態と真摯に向き合うことから生まれます。

日々、様々な業務に追われる中、相談支援業務の基本である相談者の話を傾聴し、ニーズに寄り添うということがおろそかになり、ついつい、自分の考えやペースで相談の流れをつくり、指示ばかりしてしまうということも起こりがちです。

しかしながら、どんなに忙しくとも、相談者の話を傾聴し、また、訪問などによりその生活実態と向き合う中で、そのニーズに共感し、他人ごとではなく、自分のこととして、ともに考えるという姿は、福祉の現場で働く者にとっての誇りであり、相談者のニーズをしっかりと受け止めることが相談支援に携わる職員にとって欠かすことができないものです。

② 困^{こま}ったり悩^{なや}んだりすることがありながら、相談^{そうだん}することができない障^{しょう}がい者のニーズを潜在化させないため、地域において、しっかりと相談を受け止める多様な窓口を確保するとともに、必要に応じこれらの窓口が連携する取組みを行っている。

○ 障^{しょう}がい者の中には困^{こま}ったとの思いを持ちながら、相談^{そうだん}に結びつけることが難^{むずか}しい人、又は支援を求めることに抵抗感のある人など、相談支援事業所からは見えにくいところで、厳しい状況に置かれている人々がたくさん存在しているといわれています。こうしたことから、相談支援事業所を訪れる相談者に対する対応はもちろんのこと、困^{こま}りごとを抱えながら相談支援につながらない潜在化している人々のニーズをしっかりと受け止める相談支援体制を地域に構築することが欠かせません。地域で暮らす障^{しょう}がい者とその家族のニーズをしっかりと受け止める仕組みを、官民が一体となって、地域の中につくることが、住民にとって安心感のある相談支援体制を構築する第一歩となります。

○ 次に示す取組みなどを参考^{さんこう}に、地域の中にニーズをしっかりと受け止め適切な支援につなげる仕組みを、地域の様々な関係者等と協力し工夫しながらつくっていくことが大切です。

【取組のポイント】

ア 障^{しょう}がい者やその家族のニーズが集まる所を相談窓口とする方法

相談窓口^{そうだんまどぐち}に相談^{そうだん}があまり寄せられていない場合であっても、担任^{たんじん}の教師^{きょうし}、共同作業所^{どうさぎょうしょ}の職員^{しよくいん}、かかりつけの医師^{いし}、手話通訳者^{しゅわつうやくしや}などの意思疎通支援者^{いしそつうしえんしや}、近所の親切な方^{しんせつ かた}など、障^{しょう}がい者やその家族にとって日常的に一番つながり感がある人^{ひと}には、様々な悩み^{なや}が打ち明けられていることが多いのです。一方、相談^{そうだん}を受けた人^{ひと}たちは、具体的な支援策^{ぐたいてき しえんさく}を見出せないまま、1人で抱え込んだり悩^{なや}んだりしていることも多いものです。そこで、こういった方々を地域の相談窓口^{かたがた ちいき そうだんまどぐち}として位置づけ、市町村^{いち ちやうそん}が相談支援事業所^{そうだん しえん じぎようしょ}と連携^{れんけい}することで、障^{しょう}がい者や家族のニーズを相談支援事業所^{そうだん しえん じぎようしょ}に集約^{しゅうやく}する仕組み^{しく}をつくることができます。

地域^{ちいき}に様々な相談^{さまざま}できる窓口^{まどぐち}となる人々^{ひとびと}がいて、その人^{ひと}が市町村等^{しちやうそんとう}と必要^{ひつよう}に応じて相互^{おたがた}に連携^{ちいき}することにより地域^{ちいき}の支援^{しえん}の輪^わが広がることは、障^{しょう}がい者やその家族^{かぞく}にとって、大きな安心感^{あんしんかん}につながります。

イ 地域の様々なネットワークを活用する方法
地域の協議会の構成メンバー相互の情報交換機能を活用したり、地域で暮らす障がい者自らが作る当事者のネットワーク組織、町内会長、新聞販売店、郵便局など、地域で様々な活動をしている個人、団体、事業所と連携し情報を把握する方法も有効です。

ウ 自宅訪問など、相談支援事業所等の機動力を活用する方法
相談支援事業所の相談員が、障がい者の自宅を訪問し直接情報を把握します。

例えば、生活環境が変化したことにより支援を必要としている可能性がある障がい者の自宅を訪問することで、相談者の生活上の不安や困りごとに対する理解が容易になり、隠れたニーズの新たな把握にもつながります。

また、困りごとを抱えていても、様々な理由から相談支援事業所に行くことができない障がい者もいます。そのような時、電話等での連絡を受け、相談員が障がい者宅を訪問し話を聞く仕組みがあれば、ニーズを潜在化させない重要な取り組みとなります。実施に当たっては、相談窓口に行くことができない障がい者やその支援者に訪問相談を実施していることが伝わるよう、様々な手段でのPRを行うことが重要です。

③ 様々な立場の人々が自由に参加し、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて議論するなど、ニーズが集まる機能を持った「場」が地域の中にある。

○ 地域づくりでは、一つの市町村だけあるいは、一つの事業者だけがどんなに頑張っても、やれることには限界があります。地域に暮らす1人ひとりが地域づくりの担い手であり、思いを共有する人々が様々な役割を果そうとすることで、地域づくりの可能性が広がります。

このため、地域で暮らす障がい者とその家族のニーズをしっかりと受け止める仕組みを地域の中につくる取組みの1つとして、住民が自由に参加し、様々な困りごとなどを自由に話し合うことができ、その中から地域課題や様々なニーズを抽出できる機能をもった「場」が地域の中にあることは、ニーズをしっかりとキャッチする上で有効です。このような取組みが、ニーズが集まる機能を持った「場」です。

ア ニーズが集まる機能を持った「場」の運営

○ 「話し合い」「願いの共有化」の段階では、「立場を超えてフラットに思いを共有できる取組み」となるよう、また参加者が、参加して楽しかった、また参加したいと感じるような工夫が大切です。そのためには、当事者、事業者、行政など、話し合いの参加者は、「お互いの立場を抜きにして、1人の住民として参加すること」や互いの発言は「その場限りとして、他の場所や外に引きずらないこと」などの約束事をつくり、互いが対立の構図とならないように工夫することも重要です。

○ アイデアは出ても実現に向けた取組みにつながらないなど、一般的に「協働」の段階は、最も難しい段階かもしれません。特に、「たまり場」が、地域に特定の活動基盤を持たないお父さん、お母さんを中心とした集まりの場合、目的を共有し合った何人かの中心となるメンバーの存在は必要ですが、一部の人に負担が集中しない仕掛けや配慮が欠かせません。また、市町村の理解と後押しは、地域づくりを進めるための大きな力となります。

イ 「協働」の取組みは、実現可能なものから始めることが大切

- また、「協働」の取組みは、実現可能なものから始めることも大切です。成功体験を積み重ねることで、自分達の活動の方向性が正しいことの確信や互いの絆が深まり、また、活動を理解する賛同者が新たに出てくることも期待できます。

④ 障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や、意思及び選好の推定、本人にとって最善の利益となるよう検討している。

- 自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援することが大切です。支援にあたっては、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として、いくつかある選択肢の中から、本人にとって最善の利益となるよう検討することが重要です。

意思決定を構成する要素

■ 出典：「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて（平成29年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」

障がい者の意思決定を構成する要素としては、次の三つが考えられる。

(1) 本人の判断能力

本人の障がいによる判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。例えば、何を食べるのか、何を着るのかといった日常生活における意思決定は可能だが、施設から地域生活への移行等住まいの場の選択については意思決定に支援が必要であるといった事例が考えられる。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度についての慎重なアセスメントが重要となる。

(2) 意思決定支援が必要な場面

意思決定支援は、次のような場面で必要とされることが考えられる。

① 日常生活における場面

日常生活における意思決定支援の場面としては、例えば、食事、衣服の選択、外出、排せつ、整容、入浴等基本的な生活習慣に関する場面のほか、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。

日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

日常生活における場面で意思決定支援を継続的に行うことにより、

い し そんちよう せいかつたいけん つ かさ ほんにん みずか い し
意思が尊重された生活体験を積み重ねることになり、本人が自らの意思
たしや つた いよく そだ
を他者に伝えようとする意欲を育てることにつながる。
にちじようせいかつ し えん ぼ めん なか けいぞくてき い し けつてい し えん おこな
日常生活における支援場面の中で、継続的に意思決定支援を行うこと
じゆうよう
が重要である。

② 社会生活における場面

しょうがいしやそうごう し えん ほう きほんてきりねん すべ しょう しや だれ せい
障害者総合支援法の基本的理念には、全ての障がい者がどこで誰と生
かつ せんたく きかい かくほ ちいきしやかい た ひとびと
活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と
きようせい さまた むね さだめられていることに鑑みると、自宅
からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設
にゆうしよしせつとう す ぼ うつ ぼ めん にゆうしよしせつ
から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの
ちいきいこう す か
から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの
せいかつ ひとりぐ えら ぼ めん とう い し けつてい し えん じゆうよう ぼ めん
生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として
かんが
考えられる

たいけん きかい かつよう ふく ほんにん い し かくにん さいだいげん どりよく おこな
体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うこと
ぜんてい じぎょうしや かぞく せいねんこうけんにとん ほか ひつよう おう かんけいしやとう
を前提に、事業者、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等
あつ はんだん こんきよ めいかく せいげん すく せいかつ い ころ
が集まり、判断の根拠を明確にしながら、より制限の少ない生活への移行
げんそく い し けつてい し えん すす ひつよう
を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

③ 人的・物理的環境による影響

い し けつてい し えん ほんにん かなか しよくいん かんけいしや じんてき えいきよう かん
意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環
きよう えいきよう ほんにん けいけん えいきようとう う
境による影響、本人の経験の影響等を受ける。

たと い し けつてい し えん かなか しよくいん ほんにん い し そんちよう
例えば、意思決定支援に関わる職員が、本人の意思を尊重しようとする
たいど せつ ほんにん しんらいかんけい
態度で接しているかどうかや、本人との信頼関係ができていないかどうか
えいきよう かんが い し けつてい ぼ めん た あ かぞくとう
が影響することが考えられる。また、意思決定の場面に立ち会う家族等
かんけいしや かんけいせい えいきよう あた かのうせい
の関係者との関係性も影響を与える可能性がある。

かんきよう かん はじ な ぼしよ い し けつてい し えん おこな ぼ
環境に関しては、初めての慣れない場所で意思決定支援が行われた場
あい ほんにん か ど きんちよう ふだんどお い し ひようじ
合、本人が過度に緊張してしまい、普段通りの意思表示ができないこと
かんが りよう せんたく たいけん りよう かつよう
も考えられる。また、サービスの利用の選択については、体験利用を活用し、
けいけん もと せんたく ほうほう かつよう けいけん う む えいきよう
経験に基づいて選択ができる方法の活用など経験の有無によっても影響
かんが
することが考えられる。

⑤ 障がいにより判断能力が十分ではない方が、不利益を被ることがないよう、家庭裁判所や関係機関とも連携し、成年後見制度の利用の取組みを推進している。

○ 市町村は、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たすことが求められています。

○ 地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めることが必要です。

○ 市町村は、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされています（成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第2項）。

市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができていないか等、地域における取組状況の点検、評価等を機械的に行うことが望ましいとされています。

⑥ 地域におけるニーズをしっかりと受け止める仕組みづくりに市町村が主体的に関与している。

○ 障がい者の生活上の困りごとは多種多様であり、一自治体や一事業所だけで支援を行うことは困難です。様々なニーズに添った支援につなぐ相談支援事業は、実施主体である市町村と地域の様々な関係機関や個人が協働して取り組むことにより、はじめて効果的な運用が可能となります。このため、市町村は、相談支援事業所と協力して、日頃から、電話一本で地域の関係機関が集まり、相談することができる信頼関係を築き上げることがとても重要です。

○ そういった関係を築くためには、相談支援に関わるそれぞれの機関が、あらかじめ互いの役割を良く理解し、それぞれがしっかりと役割を担っていくことが重要です。相談者のニーズをつないだからといって、全てをつなげた先に任せきりにしてしまっただけでは、信頼関係を崩しかねません。

このようなことから、相談支援事業を委託している場合でも、あるいは、市町村自らが相談支援事業所を運営して、専門機関に協力を求める場合であっても、相談支援事業の実施主体である市町村の役割は極めて重要です。関係機関と協力し、一緒に悩みながら、相談支援事業の実施者として主体的に関わっていくことが大切です。

○ 適切な支援の提供が障がい者等の自立及び社会参加に資することも踏まえ、地域生活支援事業の障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、市町村職員においては、一定の専門的知見を身につけるとともに、制度に対する理解を深めることが必要です。

○ 障がい福祉サービスの支給決定の担当職員においては、機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などへの参加を通じて、一定の専門的知見を身につけ、適切かつ積極的な調整を行うことが必要です。

○ 市町村において、障がい者等を取り巻く状況を十分把握し評価を加えた上で、必要に応じて適切な関係機関につなぐなど、十分配慮が必要であり、そのために必要な知見の習得に務めることが必要です。

- 市町村は、地域の相談支援事業所と連携を図りながら、総合的な相談、地域の関係機関とのネットワーク化を担う地域の中心となる「基幹相談支援センター」や権利擁護、虐待防止の対応に関する総合窓口である「市町村障害者虐待防止センター」の整備を進める必要があります。

2 障がい者等にとって気軽に利用でき、安心感が持てる相談窓口の機能が確保されている。

- ① 相談支援事業所は相談者と出会う場であり、気軽に、気持ちよく利用できる仕組みづくりを行っている。

【気軽に相談できる場所であること】

- 相談支援事業所の雰囲気や職員の対応は、相談者が気軽に相談することができるようになるための重要な要素です。はじめて相談支援事業所を訪ねる多くの相談者の気持ちは、大きな緊張感とといった不安感を抱えています。そんな時、職員が気軽に声をかけてくれる明るい事業所の雰囲気は大きな安心感につながります。さらに、相談に当たっては、プライバシーに配慮し相談の場面を設定する細やかな心遣い、相談者の思いやペースに合わせた時間設定や相談の流れをつくる配慮、相談者の話をしっかりと受け止め、ニーズに寄り添う職員の姿勢などが、相談者をリラックスさせます。

【相談窓口が分かりやすいこと】

- 障がい者の中には、困っているとの思いを相談につなげることが難しい人や相談そのものが理解しにくい人がいます。また、障がい特性に配慮した手段でなければ、コミュニケーションが難しい方もいます。このため、障がい特性に配慮した、わかりやすい手段により窓口業務の内容をお知らせすることが大切です。
- 窓口のわかりやすさに関連して、アンケートでは、「住んでいる近くにあること」、「交通の便がよいこと」等のアクセスのしやすさと共に、「相談窓口が何処にあるのか分からない」「相談についての周知がなされているのだろうか」など、窓口がわかりにくいという意見が寄せられています。
- このため、相談窓口については、親しみやすい愛称などで名称が覚えやすく、困ったときにすぐ名前が浮かぶこと（例：公共職業安定所→ハローワーク）や、それぞれの相談窓口の業務内容を分かりやすく、様々な手段を使って繰り返しPRするなど、「こんなこと相談して、話を聞いてもらえるだろうか」と相談者が心配することのない環境づくりが大切です。

【意思疎通支援、ピア相談の取組】

○ 聴覚障がい者などとのコミュニケーション手段を確保するため、相談窓口到手話通訳者などを配置したりすることは重要なことですが、手話通訳者などの配置が難しい場合でも、あらかじめコミュニケーションの方法など対応の仕方について協議し、様々な障がい特性に配慮した対応の方法などを職員間で共有化し、住民に対しても対応方法や手順などを明らかにしておくことが大切です。相談者が、相談して良かったと思える配慮を様々な工夫することが大切です。

○ 気持ちを理解してもらえ、安心して相談できるなどの思いから、同じ障がいのある人が窓口配置されることを希望する障がい者や家族は多いようです。また、障がい特性への理解があり、障がい者の気持ちをくんだきめ細かな対応が可能であることや、意思疎通支援の必要な相談者への配慮などから、窓口障がい当事者や手話通訳者を配置する市町村もあります。窓口配置される障がい者の相談スキル等の修得にも配慮しながら、地域の実情に応じて、こういった取組みについても検討することが大切です。

② 24時間、365日、いつでも相談を受け付けることができる機能を確保している。

○ 相談支援は障がい者やその家族の日常生活全般に対する支援であり、そのニーズは24時間、365日、いつでも発生する可能性があるため、何かあった時にすぐ相談できることはもちろんですが、普段からつながっているという安心感は、相談者にとって掛け替えのないものです。

差し迫った危機感や大きな不安感から相談支援事業所を頼って電話する相談者にとって、留守番電話で明日の来所を案内されるのと、たとえ転送電話であっても「どうしましたか」と声を掛けてもらえるのとでは安心感が違います。

③ どんなことでも相談ができ、また、その窓口に相談すれば必要な支援にまでつながるワンストップの相談機能を確保している。

【ソーシャルワークなどに関する相当の知識経験を有する職員等の配置】

- ケースワークやケアマネジメントなど、ソーシャルワークに関する知識や経験を
持つ職員は、障がい者の相談からニーズを引き出し、地域の様々な機関と連携し
ながら必要な支援に繋ぐワンストップサービスの機能を確保する上で欠くことので
きないものであり、こうした職員を中心に相談支援体制を構築することが大切で
す。
- 地域では、これら職員の配置が難しい場合もありますが、中長期的な視点か
ら市町村自らが職員を育てることや地域包括支援センターなどと連携した共生
型による事業の展開などの視点も大切です。

【どんなことでも相談できるワンストップサービス】

- 「困ったな、どうしよう」とか、「こんなこと相談しても良いのだろうか」との思
いを持つ相談者にとって、どのような相談でも受け止めてくれるワンストップサー
ビスの相談窓口は大変に心強いものであり、相談者が相談をあきらめ、ニーズが
潜在化するのを防ぐ重要な取組みといえます。
- どのような困りごともしっかりと受け止め、また、支援を担当する関係機関へ相
談者の困りごとを責任をもってつなぎ、たらい回しにしないことが、相談者の信頼
につながります。

【一つの窓口で必要な支援につながるワンストップサービス】

- 相談者の生活上の困りごとから発生するニーズは多種多様であり、一相談支援
事業所、または一市町村役場だけでは、相談を支援までつなぐワンストップの相
談対応を行うことには限界があります。インフォーマルなサービスを含め、地域
で活動している個人や関係機関等とのネットワークを構築し、地域の力を結集す
ることによって、はじめてワンストップサービスが可能となります。
- このように地域の力を結集し、地域課題を解決するための様々な機能の集まり
が地域の協議会です。現状の社会資源だけでは解決困難なニーズも発生するので、

かいけつ じかん よう ばあい すく べつそうだん ちいき かい
解決までには時間を要する場合も少なくありません。しかし、個別相談から地域課題
あき かいけつ む ちいき ちから さいだいげん はつき
を明らかにし、その課題解決に向け地域の力を最大限に発揮できるようにする仕組
ひと ちいき きようぎかい
みの一つが、地域の協議会なのです。

- ワンストップサービスを実施するに当たっては、法律や制度などの知識やインフ
じつし あ ほうりつ せいど ちしき
ォーマルサービスを含む地域の社会資源の現状など様々な情報を集積し、相談者
ふく ちいき しゃかい しげん げんじよう さまざま じようほう しゅうせき そうだんしゃ
に分かりやすいよう整理するとともに、地域の協議会を構成する関係機関等との
わ せいり ちいき きようぎかい こうせい かんけいき かんどう
信頼関係により普段からの継続した取り組みが、対応の幅を広げることになります。

④ 相談支援従事者の専門性や相談技術の向上を図るため、研修会等への派遣を積極的に行うとともに、相談支援従事者の異動などにより相談支援や地域の協議会の機能が低下しないよう、市町村として必要な体制の確保に努めている。

○ 相談支援事業所の設置者は、相談支援事業に従事する職員の資質の向上を図るため、先進的な取り組みの理解や新たな相談技術の修得など、可能な限り職員が研修会等へ参加する機会を取得できるよう努めることが大切です。

○ 研修会等への参加は、職員の資質の向上ばかりではなく、人とのつながりを作るという重要な役割があります。研修会で知り合った相談員同士が、互いに業務上の分からないことを相談することにより、相談員が1人で問題を抱え込んで悩むことも少なくなり、また、相談対応の幅も広がることで期待できます。

○ 日常的に職員の資質の向上を図る場として、地域の協議会の定例会があります。過去のうまくいった事例やうまくいかなかった事例を整理することで相談員にとっては、過去の事例を振り返ることを通して、支援における重要な視点の整理など、事例の詳しい見直しができます。

また、個別支援に関わっていない関係機関の担当者にとっては、事例対応のノウハウを共有化することを通じて、今後、同様の事例に関わる際の先例として学習する貴重な場となります。

○ 市町村が直接運営する相談支援事業所においては、担当者が数年おきに人事異動等で体制が変わる場合が多いため、障がい者やその家族、関係者からは、「なじみの関係を始めからつくり直すこととなり大変だ」、「継続した支援が受けにくい」などの意見があります。

しかし、体制が変わることは、これまでとは異なる新たな視点で事業を見直したり、マンネリ化を防ぐなど評価される面があり、人事異動等によって生じる一時的な機能の低下等のマイナス要因を最小限に止めるような配慮が大切です。

- ⑤ 相談者を保護するための必要な配慮や取組みを行っている。

【プライバシーの保護】

- プライバシーの保護に対する配慮は、相談支援事業に携わる事業所の相談者に対する礼儀であり、相談者との親しい関係が、子ども扱いやなれなれしきにならないよう事業所の職員全員で確認しながら取り組むことが大切です。
- 特に、個人情報の取扱いにおいて、同意書の提出を求める時点では、相談者は、内容がよく理解できないまま同意してしまうこともあり、後で相談支援事業所と相談者の認識のズレが表面化し、トラブルになる恐れもあります。同意書を求める際には、分かりやすく例をあげて説明するとともに、関係機関との間で個人情報共有化などが必要となった時には、個人名などは記載しないなどの配慮を行った上で、事前に本人に再確認するといった慎重な取扱いが必要です。
- また、プライバシーの保護などの取組みは、事業所の信頼感を高めるとともに、災害時に役立つ個人情報の収集においても、住民の理解が得やすくなるなどの効果が期待されます。

【中立・公平性の確保】

- 相談支援は、相談される障がい者や家族の思い及び人格を尊重し、常に相談者立場に立ち、提供するインフォーマルサービスを含めた地域の様々なサービスが、特定の種類又は特定の事業者には偏らないよう、また、相談者が望む生活を支えるのに有効なものとなるよう、中立、公平な立場に立つて行う必要があります。
- 障がい者に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う必要があります。
- 障がいのある人が成年後見制度を利用される際においても、特に本人の意思決定が困難な場合には、成年後見人等が身上保護等で十分な役割を果たし本人の置かれた状況やそれに伴う意思の経過等を熟知する必要があり、障がい者が安心してできる環境を整備する必要があります。

い し そつう し えん
【意思疎通支援】

- 障がい者の意思疎通手段は、障がいの特性に応じ、極めて多様です。相談者の思い・ニーズ等をしっかりと把握し、適切な相談対応を行うためには、意思疎通についての配慮が必要な場合が少なくありません。
- 必要に応じて、手話通訳者などの意思疎通支援者を確保したり、機器等を用意するなどのほか、適切な配慮を行い、相談者と十分に意思の疎通が図られるようにしていくことが重要です。

く じょう かい けつ たい せい せい び
【苦情解決のための体制の整備】

- 苦情を解決するための必要な措置を講じることは、相談者保護の視点から重要なことです。苦情を受付ける窓口、苦情解決の体制及び手順等を明らかにし、わかりやすく相談者に説明するなど、社会福祉法等の関係法令等に基づいた必要な措置を講じることにより、相談者からの信頼感が深まるよう取り組むことが大切です。

3 障がい者等の生活を支える支援につながる個別支援が実施されている。

① 相談者の望んでいる生活を実現するため、意思決定の支援に配慮し、チームアプローチの考え方による個別支援（ケアマネジメント）を行っている。

○ 地域の協議会等においては意思決定支援会議の開催状況等を把握し、取組を推進している。

【意思決定支援会議】

本人参加の下で、アセスメントで得られた意思決定が必要な事項に関する情報や意思決定支援会議の参加者が得ている情報を持ち寄り、本人の意思を確認したり、意思および選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組みです。

- ・意思決定支援会議は、本人の意思を事業者だけで検討するのではなく、家族や成年後見人等の他、必要に応じて、関係者等の参加を得ることが望ましい。
- ・意思決定支援会議については、相談支援専門員が行う「サービス担当者会議」や、サービス管理責任者等が行う「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられます。
- ・本人と家族に対して、意思決定支援会議についての丁寧な説明を行うことが必要です。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明することが必要です。

○ 障がい者のニーズに沿った個別支援を行うためには、相談の第一歩となる相談支援の体制を市町村が中心となって地域に整備することが重要です。

こうした相談支援の体制により適確なアセスメントを行い、ニーズに応じたサービスを提供するための計画相談支援へとつなげていく必要があります。

ケアマネジメントとは

厚生労働省「障がい者ケアガイドライン」

障がい者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの提供を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法

② 相談者の支援に責任のある事業所の担当者が集まり、ニーズに添った支援のあり方などについて協議することを目的に個別の支援会議を開催している。

- 個別の支援会議は、市町村、相談支援事業者、支援に責任ある機関の担当者等により構成され、アセスメントで把握した相談者のニーズの確認、ニーズに添った支援のあり方などについて協議する場となります。その際、相談者のニーズに添った支援を、すぐに対応可能な支援と現状の社会資源では対応が困難な支援に分け、すぐに対応が可能なものについては、支援の方針と具体的な役割分担等について協議し決定します。
- 一方、現状の社会資源では対応が困難な支援については、対応までに時間を要するニーズとして整理し、これらの情報を集積することにより、個別の相談支援から見た地域課題を明らかにすることができます。地域課題を明らかにすることにつながる個別の支援会議の活動が、地域の協議会の「命綱」ともいわれる理由になっています。
- 個別の支援会議は、個別の相談事案に対する具体的な支援について協議する場であり、単に、地域の協議会の構成員相互の情報交換や情報の共有化を目的とするものではありません。このため、個別の支援会議は、原則として、支援に責任ある機関の担当者が集まって実施することが効果的です。

③ ライフステージを通じて継続的に必要な支援を行うため、支援に関わる関係機関があらかじめ連携し、支援の方針や役割分担について本人や家族と協議するなどの取組みを行っている。

○ 地域で生活しようとすれば、福祉・保健・医療・教育・就労等、各々のライフステージに応じた多様なニーズが発生します。ケアマネジメントは、幅広いニーズを相談者とともに明らかにし、障がい者の自己実現や主体的な生き方を支援するものでなければなりません。

このため、ライフステージごとの支援が、障がい者本人が望んでいる生活の実現に向けて継続したものとなるよう、各ステージで支援に関わる機関等が、あらかじめ十分に連携し、支援の方針や具体的な役割分担について、障がい者本人や家族を交えて協議しながら、関係者が共通の理解をもって進められるよう取組むことが重要です。

Ⅱ ネットワークの構築（地域の協議会の設置・運営）

- 1 個別支援から明らかとなった地域課題について検討し、解決に向けた取組みが行われている。

- ① 現状の社会資源では対応が困難な支援に関する情報を集積し、地域の協議会を構成する全ての機関が地域課題を共有する取組みを行っている。
- ② 共有化された様々な地域課題のうち、どれを優先して対応するのか市町村としての方針を地域の協議会において協議し決定している。
- ③ 優先的に対応するとされた地域課題について、地域の協議会を構成する機関などが、それぞれの組織を超えて協働し、地域資源（インフォーマルを含む）の新たな活用方法や開発など、課題解決に向けた取組みを行う体制が確立している。
- ⑦ 市町村は地域の協議会の活動に積極的に参加し、地域の実情や地域課題の把握に努めるとともに、課題解決に向け主体的に取組んでいる

【地域の協議会の役割】

- 地域の協議会の一番大切な役割は、現状の社会資源では対応が困難な支援から明らかとなった様々な地域課題について、地域の関係機関が協働し解決を図ることです。この地域課題を解決する役割は、個別の相談を解決する役割（小さなケアマネ）に對比して、大きなケアマネと呼ばれることがあります。
- この役割を果すため、地域の協議会に求められる一連の「役割」の内容としては、次のようなものが考えられます。

【役割の内容】

- (1) 個々の相談者のニーズに対する支援のあり方や役割分担について、協議決定し具体的支援を行うとともに、地域課題を抽出する
- (2) 対応までに時間を要するニーズに関する情報を集積し、そこから地域の現状や地域課題について共有化を図る
- (3) 共有化された地域課題の解決に向けた取組みの優先度など、市町村としての対応の方針を協議し決定する
- (4) 決定された方針に基づき、地域の関係機関が協働して地域課題を解決するため、必要な社会資源の改善や新たな開発を行う

○ 地域の協議会は、「障害福祉計画」との連動により、「個別のニーズから地域課題の抽出」、「地域課題の整理と分析」、「地域の支援体制の整備」を課題ごとに複数同時進行あるいは繰り返し行っていきます。

その時の状況に合わせて地域の協議会の6つの機能を発揮し、地域の協議会の組織を柔軟に機能させていきます。

【参考：自立支援法に基づく自立支援協議会の6つの機能】

機能	内容
情報機能	自分たちが住むまちのことを知る ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	自分たちが住みやすいまちを考える ・ 地域の関係機関によるネットワークの構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	自分たちが住みやすいまちをつくる ・ 地域診断、地域社会資源の開発・改善
教育機能	自分たちが高めあいながらまちをつくる ・ 構成員の資質の向上の場として活用
権利擁護機能	誰もが夢や希望をまちをつくる ・ 権利擁護に関する取り組みを展開する（部会の設置、運営等）
評価機能	常により良くと創造しつづける ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・ サービス利用計画作成対象者、重度包括支援事業等の評価 ・ 市町村相談支援機能事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

（「自立支援協議会の運営マニュアル」日本障害者リハビリテーション協会・「北海道相談支援

従事者研修副読本」NPO法人北海道地域ケアマネジメントネットワーク）一部修正

○ 地域の協議会は、必要な「機能」が確保できれば、その組織については、地域の実状を踏まえて、自由にデザインすることが可能です。

組織化の例については、財団法人日本障害者リハビリテーション協会が平成20年3月に発行した「自立支援協議会の運営マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）において、いくつか例示されています。マニュアルで示されている組織図の一例を示すと次のとおりです。

組織図の一例：先進事例を追加する時に挿入します

○ この例では、地域課題解決のために必要な機能ごとに会議が設定された完全装
 備に近い例となっていますが、実際に、市町村が、地域の協議会を組織するに当
 たっては、地域の実状を踏まえ、一部の機能を統合した組織としたり、必要性
 の高い機能から組織化するなどの工夫を行い、機能が発揮できるよう取組むこ
 とが何よりも大切です。

○ この例示における、それぞれの会議に振分けられた地域課題を解決するための
 「機能」は、次のとおりです。

【個別相談を解決し、地域課題を抽出するための機能：個別の支援会議】

個別の支援会議は、個別の相談ごとの支援に責任ある機関の担当者、市町村、相談
 支援事業所相談員などの構成により、個別支援について協議する場です。詳細は、
 I-3-②を参照願います。

【個別相談から明らかとなった地域課題の共有化を図るための機能：定例会】

- ・地域の協議会を構成する全ての関係機関（市町村を含む。）の担当者レベルの
 連絡調整会議です。
- ・個別の支援会議で抽出された対応までに時間を要するニーズに関する情報の
 集積により明らかとなった地域課題について、地域の協議会を構成するすべて
 の関係機関で確認し共有化を行います。
- ・定例会は、相談支援事業者からの活動報告を中心に会議を進めることが多いた
 め、相談支援事業所の相談員にとっては、個別の相談支援の取組みを振り返り、
 うまくいったこと、うまくいかなかったことを整理する機会となります。
- ・それぞれの個別の支援会議に参画していないメンバーにも報告し情報の共有化
 を図ることにより、今後同様の事案等に対する支援技術の向上につながります。
 障がい者の地域生活の実状や社会資源の現状についての情報交換、評価な
 どを行うことができます。

【市町村としての地域課題解決の方針を決定するための機能：事務局会議】

- ・各会議の事前調整等を行う事務局機能であり、行政の実務責任者、相談支援
 事業所、地域の協議会の各会議代表者等で構成されます。
- ・特に重要な「機能」として、定例会で共有化された様々な地域課題について報告
 し、どれを優先して対応するのか、市町村としての方針を協議し決定すること
 が挙げられます。
- ・地域課題の優先度については、社会資源の状況、課題の困難性、市町村の予算

とう さまざま せいげん か だい たい りよう ち いき ひつようせい こうりよ
等、様々な制限があり、課題に対するニーズの量など地域の必要性を考慮しな
がら検討することになります。

- その他の「機能」としては、各専門部会等でのこれまでの課題検討の進捗状況の確認、あるいは、地域の協議会構成メンバーに対する研修会や地域の実情を把握するための調査・研究を企画するなどがあります。

【地域課題の解決を図るための機能：各専門部会（課題別検討会）】

- 事務局会議で決定した方針に基づき、地域課題の検討、調査、研究などを行い、課題解決のための社会資源の改善や新たな開発を行う「機能」のほか、権利擁護など専門的な対応が求められる事項について協議します。

- 構成メンバーは、地域の協議会を構成する機関ばかりではなく、課題について専門的な知識を有する個人・団体などにも参画を求めるなど、地域に開かれた柔軟な運営を行うことが効果的です。

- この様なメンバーで活動する専門部会（課題別検討会）の効果としては、「一事業所だけでは実現できないことを地域で協働体制を敷けばやれることも多い」ことや「みんなで検討することで地域が変わるという認識につながる」ことだと言われています。まさに、共通の目的の実現をめざして、それぞれの組織を超えて関係機関が協働する場であり、地域の協議会の中心的活動と言えます。地域の実情を踏まえ、自分達で工夫しながらつくっていくしかないため、取組みが遅れている分野でもあります。

このため、道では、全道21圏域に地域づくりコーディネーターを配置し、専門的な立場から助言を行うなど、市町村を支援する取組みを平成21年度から実施しています。

【地域の協議会構成機関の代表者レベルの連絡調整機能：全体会】

- 市町村の理事者等、地域の協議会を構成する機関（市町村を含む）の設置者等で構成されます。

- 地域の協議会全体の活動内容、地域課題の整理、解決の手だてなどを報告することにより、代表者レベルでの地域課題や施策提言などの共有化を行う場となります。

- 市町村地域生活支援事業に位置づけられた相談支援事業の実施主体は市町村であり、委託により実施している場合も含め、市町村は、主体的に関わることで大切です。具体的な例を挙げると、個別支援会議、定例会には担当係長と担当者が、地域課題への対処の方針を決める事務局会議には担当課長等が出席するなどして、地域の実情や地域課題の把握に努め、地域課題の解決に向けた取組

みに主体的に参画するなどが考えられます。

特に、地域の協議会の最も重要な地域課題を解決する役割は、市町村が主体的に関わらなければ機能し得ないのです。

④ 障がい者の高齢化や重度化などにおいても、障がい者の地域生活を支えるため、地域においてどのような体制を構築するかなどの、目指すべき整備方針の検討や、整備後においても、体制や機能が地域の実情に適しているか、地域の課題に対応できているかなど、地域の協議会を活用しながら、検討が行われている。

- 地域生活支援拠点の整備に当たっては、地域における障がい者への支援体制に関するニーズの把握や課題についての関係機関における情報共有や地域にある社会資源をどのように活用していくかなど、地域の協議会を活用し市町村の現状に応じた検討を行うことが重要です。

地域生活支援拠点等の整備類型、必要な機能の検討・検証について

■「地域生活支援拠点等について(初版)」(平成30年3月厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課)

地域生活支援拠点等の整備方針、機能が地域の実情に適しているか、課題に対応できるか、十分に検討・検証することが重要です。

(ア) 整備類型について、地域定着支援等を十分に活用し、地域の実情に応じた機動的な運営が図れる体制がどうか検証する。

(イ) 相談機能の現状、体験の機会・場、緊急事の受け入れ・対応を行う体制が十分か、また、専門的な人材の養成・確保のための対策を講じているか、地域の体制づくりのために必要な機能を満たしているか等、随時見直しを行い、地域生活支援拠点等としての機能の充実・発展を図る。

【必要な視点】

- ・地域の社会資源等を十分に活用し、緊急時の対応を含めた安定的な連絡体制の確保を図るため、中長期的に相談機能をはじめとした必要な機能の見直し、強化を図っていくことが求められます。

⑤ 重症心身障がい者や医療的ケアの必要な重度の障がい者への地域生活の支援を推進するため、地域の協議会を活用し、地域の実情の把握や、課題解決に向けた協議を行っている。

- 医療的ケア児とその家族を地域で支えるため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る場が必要とされており、その場として地域の協議会等が考えられます。
- 医療的ケアなどを必要とする重度の障がいのある人への支援の充実を図るため、日中活動への参加や家族の休息（レスパイト）の確保など、地域生活を支援する体制の充実について協議するとともに、できるだけ身近な地域において必要なサービスが受けられるよう調整が必要です。

⑥ 障がい児に対し、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、ライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整備するため地域の協議会を活用し協議を行っている。

○ 障がい児は、他の子どもと異なる特別な存在ではなく、同じ子どもであるという視点に立って、子ども・子育て支援法に基づく子育て一般施策の育ちの支援とともに、発達の段階や個々の障がいの特性に応じて障がい児支援が連携し、障がいのあることが大きな不安にならないよう、子どもとして健全に育つ権利を保障することが必要です。

○ 市町村の障害児支援担当部局、母子保健や子ども・子育て支援、社会的養護等の児童福祉担当部局、保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、児童相談所、発達障害者支援(地域)センター、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、特別支援学校、児童委員等の関係機関と連携を図り、支援が必要な子どもと保護者の支援が保育所や学校そして就労等に適切に移行され、適切な支援が引き継がれていく体制の整備が求められます。

○ 幼児期から学齢期、就労期へと一貫した支援が行われるよう、乳幼児期からの支援ファイルと学校等で作成される個別の教育支援計画を一体的に活用するとともに、サービス利用の際の障害児支援利用計画等や事業所で作成される個別支援計画等とも連携した支援が必要です。

2 権利擁護や暮らしづらさの解消などについて地域の人々が協議し、課題解決に向けた取組みが行われている。

① 権利擁護などに対する住民の理解の促進、虐待や差別等をはじめとした暮らしづらさの解消などについて、地域の様々な立場の人々が、それぞれの組織を超えて協働する場（調整委員会）があり、官民が一体となった取組みが行われている。

- 条例に規定された調整委員会は、障がい者の暮らしづらさの解消を図ることを目的に、市町村が設置する協議組織とされています。暮らしづらさとは、障がい者の暮らしを支えるサービスをはじめとした障がい者福祉に関すること、差別や不利益な扱いなど障がい者の権利の擁護に関することなど、日常生活において発生する様々な困りごとに由来するものであり、その解消を図るため、調整委員会の役割としては、次のようなものがあります。

- (1) 虐待や差別等、暮らしづらさに関する相談について、中立公正な立場で協議し、相談者等への助言や解決案を提示すること。
- (2) 虐待や差別等、暮らしづらさの解消を図るため、その原因の1つである誤解や偏見等の解消を図るため、障がい特性や障がい者に対する住民の理解を広げる取組などについて協議すること。
- (3) 暮らしづらさの原因の1つである社会資源の不足等について、既存の社会資源の改善や新たな開発などについて協議を行うこと。

- このように、調整委員会においては、個人的な暮らしづらさの問題ばかりではなく、地域の課題についても協議できる機能が求められ、その場合、地域の協議会の地域課題の解決を図る機能を活用するのが最も効果的と考えられます。
- このような機能を有する専門部会や課題別検討会等の中に調整委員会を位置づけ、守秘義務にも配慮しながら取組むこととなります。

- また、合理的配慮の欠如などの差別等の事案については、絶対的な判断基準があるわけではなく、地域の状況など、個別事案ごとに判断することが必要となります。したがって、調整委員会で扱った事案について、単に解決を図るというだけではな

く、記録を作成して情報として集積し、その後の判断の材料とする取組みが大切です。

○ 障がい者への虐待に対応する窓口として、市町村は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく「市町村障害者虐待防止センター」の機能を確保し、地域の関係機関や道の設置する障がい者権利擁護センターと連携・協力を図りながら、障がい者虐待の防止に取り組むことが必要です。

○ 深刻な虐待や権利侵害に関する事案や、一市町村の問題としては解決が難しい事案などについては、地域づくり委員会、警察など関係機関とも連携し、迅速な対応を行うことが大切です。

○ 暮らしづらさを未然に防止する視点は重要であり、市町村が、地域の協議会を構成する関係機関等と連携し、きめ細かな取組みを行うことが大切です。例えば、消費者被害を未然に防止するため、単に公報誌により被害にあわないよう呼びかけるだけではなく、地域の協議会を構成する関係機関や特別支援学校、消費生活センターと連携することにより、地域で暮らす障がい者に消費者被害についての情報を若い時から繰り返し提供したり、困ったときには、すぐに相談することの大切さを学習してもらうなど、よりきめ細かな取組みを行うことが可能になると考えられます。

② 地域で解決が困難な重大な事案や広域で調整が必要な課題については、地域相談員と協働し、また、地域づくり委員会とも密接に連携するなど、課題解決に向け必要な対応が図られている。

○ 地域づくり委員会は14圏域に設置していますが、障がい者のより身近な地域において障がい者の声に伝えることができるようにするため、道では、全道の市町村が配置している身体障害者相談員や知的障害者相談員などを地域相談員として位置づけ、地域づくり委員会と連携した取組みを進めることとします。

③ 障がいにより判断能力が十分ではない方が地域で暮らしていけるように、成年後見制度を安心して利用できる環境を整備していくため、地域において、保健・福祉・司法などの関係機関が連携している。

○ 財産の保全だけでなく、本人の利益や生活の質の向上のために、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した成年後見制度の運用を行うため、保健、福祉、司法などの関係機関が連携し、成年後見制度を必要とする人を支援する仕組みが必要です。

優先して整備すべき機能

■ 出典：「成年後見制度利用促進基本計画」(H29.3.24閣議決定)

- 「親亡き後」の障害者の長期にわたる後見等を意思決定支援・身上保護を重視した運用に変えていく支援体制を早期に整備していく観点等からは、早期の整備が期待される場所であるが、まずは、各種専門職の参加を得るために必要な協議会等について、必要に応じ都道府県の支援を得つつ、早期に設置し、各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備に努めるべきである。
- 地域連携ネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく協議会あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。
- また、市町村は、促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査、審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができているか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。
- なお、成年後見制度を利用している障害者やその後見人の相談対応等

の支援も、意思決定支援や身上保護を重視した運用の充実を図る観点から重要であり、既存の資源や仕組み、特に専門職団体を活用するなどにより対応し、見守り体制の強化など支援の必要なケースへの対応等に努めるべきである。

- 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係者団体等は、地域の協議会や上記の合議制の機関の会議に積極的に参加し、相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割が期待される。

④ 地域における差別解消に向けた取り組みを推進するため、職員の対応要領を作成し、必要な都度見直しを行うほか障がい者差別解消支援地域協議会の設置に努めている。

- 障害者差別解消支援地域協議会を設置することにより、関係機関等で共有・蓄積した相談事例等を踏まえて迅速に権限ある機関へつなぐなどの対応が可能となり、更に、関係者間で意見交換を行うことにより、紛争解決に向けた対応力の向上が図られます。

また、対応要領や事例集などを作成して障害者差別の解消に向けて取り組むことで、職員の障がい者への対応力の向上及び権利擁護に関する意識が高まります。

■ 出典：「障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き」平成27年11月内閣府障害者施策担当

Ⅲ 障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握

1 地域で生活する障がい者の生活実態について把握し、その情報を有効に活用している。

- ① 個人情報やプライバシー保護に十分な配慮を行い、個人情報の活用についての理解が得られるよう取組みながら、障がい者の生活実態に関する情報を把握し、災害時等の危機管理対策や孤立化の防止などに活用している。
- ② 個人情報やプライバシー保護に十分な配慮を行いながら、障がい者の生活実態に関する情報を把握し、潜在化しているニーズの掘り起こしや見守りなど、チームアプローチによる個別支援の充実につなげている。

- 個人情報を把握する場合、その利用目的により必要とされる情報は異なりますが、利用目的及び対象者の範囲の考え方を明確にして対象者を決定するとともに、収集する情報の内容は、利用目的を達成するために必要な範囲内とすることが大切です。

- 災害が発生した場合、情報の入手や自力での避難が困難な災害時要援護者（乳幼児、障がい者、高齢者など）は、災害対応能力が弱く、大きな被害を受ける可能性が高くなります。このため、災害時に何らかの支援や安否確認が必要になる災害時要援護者に関する情報の把握の必要性は高く、平常時から、情報把握対象者の範囲の考え方や把握する情報の内容について、関係者間で協議し、避難支援プラン等が作成できるよう取組むことが大切です。また、得られた情報は適宜更新するなど、最新の状況が把握できるようにすることも大切です。

- 障がいのある方の中には、手帳の申請や相談業務だけでは把握できない潜在化している人たちがいます。様々な支援が必要であるにも関わらず、家族とひっそりと暮らしてきたため、両親が亡くなった後に支援の必要性が表面化することも少なくありません。このような人たちをどのようにしたら把握できるのか、地域のネットワークの活用や、町内会、地域住民と協力した見守り体制を築くなど、孤立化することのないよう普段から関係者の間で協議することが必要です。

- 社会資源の問題などから地域での家族との生活を諦めて転出せざるを得なかつ

ひと こえ せいかつじつたい ち いき め ぎ ほうこうせい おお し さ あた
た人たちの声、生活実態は、地域づくりの目指す方向性に多くの示唆を与えてくれます。

【孤立化防止の考え方】

し えん ひつよう じようきよう みずか ひつようせい にんしき し えん
支援が必要な状況でありながら、自らその必要性を認識できなかつたり、支援
う おも ほうほう こりつ か ぼあい
を受けたいと思っても、その方法がわからなかつたりして、孤立化してしまう場合
あります。こうしたことを防止するため、日頃から障がいのある方々の把握や地域
れんけい みまも じゆうよう
と連携した見守りが重要です。

2 インフォーマルサービスを含む社会資源についての把握・評価を行い、関係者で共有する取組みが行われている。

- ① 地域の協議会において、インフォーマルサービスを含めた社会資源の把握や情報の共有化を図り、チームアプローチによる個別支援の充実につなげている。
- ② 社会資源の把握に当たっては、事務所などの現場に実際に足を運ぶなど、きめ細かな情報の把握と積極的なネットワークづくりに努めている。
- ⑤ 社会資源や地域のニーズに関する情報を基に、地域の特徴や資源の過不足などの診断・評価を行い、現在地域にある社会資源の新たな活用等にも取り組んでいる。

- 障がい者の生活を支える様々な支援に活用できる社会資源は、自立支援法に基づく介護給付や訓練等給付等、法令に基づくものだけではなく、また、福祉分野に限定されたものではありません。法令や自治体の要綱に基づく公的なサービスが及ばない部分をカバーし、また、利用者のニーズに添ったきめ細かな対応が可能な、いわゆるインフォーマルサービスは、障がい者にとって、非常に身近な存在であり、地域生活を支える重要な社会資源となっています。

しかし、それらのサービスは、個人的なつながりの中で提供されていたり、一部の利用者、関係者の間でのみ利用されるなど、広く一般に知られていないことも多いのです。

このため、地域の協議会のメンバーなど、障がい者の支援に関わる関係者の間で、インフォーマルサービスを含めた社会資源の情報を把握し、地域の社会資源全体の情報を共有化して、支援に活用できる社会資源の種類と量を増やすことが、ニーズに添ったきめ細かな支援を行う上で役立ちます。

- 社会資源の把握に当たっては、それぞれの事業者が提供するサービスの特徴を含めたきめ細かな情報を把握し、相談者のニーズに添った支援に役立てることが大切です。

同じ種別のサービスであっても、事業者によって得意とする分野があり、また、独自に取り組んでいるサービスなど、それぞれ特徴があります。そうした情報を把握するためには、事業所に足を運び、現場を見ること、事業者と話をすることが一番

ほうほう たん じぎょうしょ とくちよう じようきよう たが かお
の方法です。単に事業所の特徴や状況がわかるだけでなく、互いに顔をあわせ
ることで、あら きようりよくかんけい う ちいき なかま ふ
新たな協力関係が生まれ、地域のネットワークの仲間を増やすことに
もつながります。

- インフォーマルサービスを含む地域の社会資源全体の情報、現状の社会資源で
たいおう こんなん しえん かん じようほう げんじよう しゃかいしげん
は対応が困難な支援に関する情報、さらには、それらの情報を基に、地域の特
しげん か ぶそくとう しんだん ひようか え じようほうとう ちいき きようきかい
徴や資源の過不足等を診断し評価することにより得られる情報等は、地域の協議会
ちいき か だいかいけつ ほうしん けつてい うえ か じゆうよう
において地域課題解決の方針を決定する上で欠かすことができない重要なものと
ひようか ほうほうとう ちいき きようきかい きようき こうかてき げん
なります。評価の方法等、地域の協議会のメンバーと協議しながら効果的な現
じようひようか ほうほう けんとう じつし たいせつ
状評価の方法を検討し、実施することが大切です。

- 地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活
ちいき たいせいせいび ちいきふくし ちいきほうかつ とう きぞん しげん しく かつ
用しつつ、ちいきふくしけいかく きぞん しさく ゆうきてき れんけい はか すす
地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めることが必
よう
要です。

③ 障 がい の 重 度 化 ・ 重 複 化 や 多 様 化 に 対 応 す る た め の 地 域 の 中 核 的 な 役 割 を 担 う 市 町 村 子 ども 発 達 支 援 セ ン タ ー が 児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー と 同 等 の 機 能 を 有 す る よ う 専 門 的 機 能 を 強 化 す る た め に 、 地 域 の 特 徴 や 資 源 の 把 握 に 関 係 機 関 と 連 携 し て 取 り 組 ん で い る 。

○ 障 がい の 気 づ き の 段 階 か ら 身 近 な 地 域 で 支 援 で き る よ う に 、 障 がい 種 別 に か か わ ら ず 、 質 の 高 い 専 門 的 な 発 達 支 援 の 充 実 を 図 る と と も に 、 ど の 地 域 に お い て も 等 し く 一 定 の 支 援 が 受 け ら れ る よ う 地 域 支 援 体 制 の 構 築 が 必 要 で す 。

○ 嘱 託 医 や 栄 養 士 等 の 人 員 基 準 や 、 遊 戯 室 や 調 理 室 等 の 設 備 基 準 を 満 た す 場 合 に 、 児 童 福 祉 法 に 基 づ き 、 都 道 府 県 が 指 定 す る 児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー と 、 障 がい 児 等 支 援 体 制 整 備 事 業 に 基 づ き 市 町 村 が 実 施 す る 市 町 村 子 ども 発 達 支 援 セ ン タ ー の う ち 、 保 育 所 等 訪 問 支 援 や 障 害 児 相 談 支 援 等 の 指 定 を 受 け 児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー と 同 等 の 機 能 を 有 す る 市 町 村 子 ども 発 達 支 援 セ ン タ ー を 、 地 域 に お け る 中 核 的 な 施 設 と し て 位 置 付 け 、 発 達 の 遅 れ が あ る 子 や そ の 家 族 、 地 域 の 保 育 所 、 幼 稚 園 、 学 校 な ど の 関 係 機 関 へ の 支 援 の 充 実 を 図 る こ と が 求 め ら れ ま す 。

【市 町 村 子 ども 発 達 支 援 セ ン タ ー と は】

発 達 の 遅 れ に 気 づ い た 段 階 か ら 、 主 に 、 児 童 福 祉 法 に 基 づ く 児 童 発 達 支 援 や 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス の 利 用 に 繋 がる ま で の 支 援 を 行 う 機 関 で す 。

④ 地域資源の状況等を踏まえ、障がい者の高齢化や重度化などが進行しても、地域で暮らしていけるように体験の場のほか、住まいの場や体調不良時などでも一時的に受け入れるような体制の整備など、地域ま単独または広域的に人材の有機的な結びつきを強化し、他施策や他職種と連携した取組を行っている。

○ 北海道では、地域生活を支える社会資源については、地域間格差が生じている状況があるため、地域生活支援拠点に必要な「居住支援機能」と5つの「地域支援機能」について、全ての機能を一度に整備することは困難です。

このため、道はこのような現状に鑑みて、「居住支援機能」、「相談支援機能」及び「地域の体制づくり」については、拠点構成市町村に整備することを必須とし、その他の機能については、各市町村が、拠点として目指す姿を協議会等で明確にした上で、不足する社会資源や機能は、当該拠点構成市町村以外の社会資源などを活用し、既にある関係機関との連携体制をシステム化するなどして効果的かつ包括的に機能強化させ、計画的・段階的に整備する場合は、拠点を整備したものとすることができるとしています。

くぶん 区分	きのう 機能	せいび 整備と認められる 状況
きよてんこうせいし 拠点構成市 ちょうそんない 町村内に必 ず整備	きよじゆうしえんきのう 居住支援機能	○ 全ての機能が整備済みであること ※ 現有する社会資源などの活用・機能強化を含む。 ※ 将来的な整備計画があり、かつ、当面の対応が確保されている場合を含む。
	そうだんしえんきのう 相談支援機能	
	ちいきたいせい 地域の体制づくり	
きよてんこうせいし 拠点構成市 ちょうそんいがい 町村以外の 社会資源など かつようか 活用可	たいけんきかいばかくほ 体験の機会・場の確保	
	きんきゆうじうけいれたいおう 緊急時の受入・対応	
	せんもんせいかくほ 専門性の確保	

【道における地域生活支援拠点の整備に係る基本的な考え方について】

「北海道における地域生活支援拠点のあり方等について（平成28年1月21日付け保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長通知）」

IV 地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保

(地域コミュニティづくりの推進)

1 障がい及び障がい者に対する地域住民の理解を促進する取組みが行われている。

- ① 高齢者、障がい者、児童などが自由に交流できる「場」を確保するなど、住民と障がい者が日常的に接する機会をつくっている。
- ② 学校教育の場、講演会、学習会、対話集会、広報誌など、あらゆる機会を活用して、障がいや障がい者についての住民理解が促進されるような機会をつくっている。
- ③ 障がい者にとって、意思疎通支援の手段が多様にあることや、手話が言語であることについての住民理解が促進されるような機会をつくっている。
また、情報保障のために障がい者に応じた配慮が必要であることについて住民理解が促進されるような機会をつくっている。

- 暮らしやすい地域づくりのため、障がいや障がい者に対する住民の理解の促進を図ることは、欠かすことのできない重要な取組みです。障がい者と住民の交流、理解を深める交流の拠点づくり、効果的な情報の管理・発信等、地域でいろいろな取組みが行われています。

- 障がいに対する理解を促進するためには、幼児期からその年代に即した方法で、障がいや人権について学ぶことが有効です。普及啓発のための市町村の取組例としては、学校教育の場であれば、障がい者から障がいの特性や障がい者との接し方などについて話しを聞いたり、DVDを用い学習をするなどの方法があります。
また、一般向けとしては、広報誌やリーフレットによる啓発だけでなく、講演会や学習会、対話集会の開催、企業や商店が職員を対象に実施する接遇や理解促進のための取組みを支援することなどが考えられます。

- 意思疎通の手段が多様であることや、手話が言語であることについて住民の理解促進を図るためには、上記の取組みだけでなく、地域住民が参加する会議やイ

ベントなどにおいて、^{じつさい}実際に^{じょうほうほしやう}情報保障の^{はいりよ}配慮^{おこな}を行^{ひつよう}っていくことが必要です。
^{ちいき}地域の^{しょう}障^{ひと}が^{とくせい}いのある^{はいりよ}人の^{とう}特性に^{つうち}配慮した、^{さくせい}イベント等の^{さくせい}チラシや^{さくせい}通知を作成し
たり、イベント等の^{とう}当日に^{とうじつ}手話通訳者を^{しゅわつうやくしや}配置するなど^{はいち}情報保障^{じょうほうほしやう}を図ることが^{はか}考^{かんが}え
られます。

④ 共生社会の実現をめざして差別や暮らしづらさの解消を図るため、障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者に対する合理的配慮の提供について、当事者や地域の関係団体、障害福祉サービス事業所等と連携しながら地域の住民理解が促進されるような機会をつくっている。

○ 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。

このため、障害者差別解消法は、障がい者に対する「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動などを通じて、障がい者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。

特に、法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもあり、こうした取組みを広く社会に示すことにより、国民一人ひとりの障がいに関する正しい知識の取得や理解が深まり、障がい者との建設的対話による相互理解が促進され、取組みの裾野が一層広がることを期待するものです。

⑤ 地域の保育、教育等の支援体制を整え、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障がい児の地域社会への参加や、全ての人々が社会の一員として包み支え合うインクルージョン（包容）を推進している。

○ 障がい児が可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進する必要があります。可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことが求められます。

○ 障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容の仕組みが必要です。

2 身近な協力者を増やし、障がい者の地域生活を見守る協力体制を確保するとともに、障がい者が主体的に地域づくりに参画する取組みが行われている。

- ① 町内会活動、老人クラブ、文化活動サークル等、地域住民の様々な自主的な活動への参加や、障がい当事者による自主的な活動への参加により、相互交流が図られ、また、こうした場などで障がい者が自ら進んで活躍できる環境を整備するなど、地域のコミュニティの形成や活用に積極的な支援を行っている。
- ② 障がい者の地域での生活を見守り支援するため、医療機関、障害福祉サービス事業所、意思疎通支援者、雇用先などのほか、コンビニ、新聞販売所、水道、ガス、電気等の事業者との協力体制や警察、消防などとの緊急時の連携体制が構築できている。

- 町内会活動、老人クラブ、文化活動サークル等、地域住民の様々な自主的な活動において、同じ地域に暮らす住民として、障がい者が一緒に参加し、活躍できる出番があり、相互に交流を図ることは、障がい者に対する理解の促進や互助意識を育むことにつながり、地域で暮らす障がい者の身近な理解者や協力者を増やす大切な取組みとなります。
- 障がい者自らが、障がい当事者による自主的な活動に参加することで当事者による相互交流の輪が広がり、こうした活動への支援や周知、紹介も大切な取組みです。
- 障がい者の生活に密接に関わっている機関や普段出かけて行く機会の多いお店、定期的に障がい者のお宅を訪問する事業者や新聞販売所などとの協力体制は、見守りが必要な障がい者の生活上の変化や支援の必要性の把握などにも役立ち、相談支援事業所にとっても大きな助けとなります。
- また、災害や事故など、緊急事態が発生した時には、警察や消防の協力を得ることが欠かせません。そのような事態も想定し、普段から地域の連携体制を確保しておくことが重要です。

3 災害時における障がい者の支援体制が確保されている。

- ① 平常時から、災害時要援護者の把握に努めるとともに、地域住民が参加し実施する防災訓練等において、住民の自助力向上のための取組みや災害時要援護者への対応方法等の周知を図っている。
- ② 平常時から、地域住民と災害時要援護者とのコミュニケーションを図り、地域住民同士の支援体制の整備、連絡・情報伝達や避難所における支援、各種関係者・団体との協力体制の確立、さらには、災害時要援護者のための福祉避難所として、社会福祉施設等の指定などの取組みを行っている。

○ 「非常時は、普段以上のことはできない。しかし、普段できていることは、非常時にも活かせる」と言われるように、普段から、災害時を想定した十分な取組みを進めることが重要です。

○ 北海道では、平成18年3月に「災害時における高齢者・障がい者等に対する支援対策マニュアル」を、平成20年6月に「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」が国から示されたことから、市町村において災害時要援護者対策を進める際に活用しやすいものにするため、平成23年8月に「災害時要援護者支援対策の手引き」を策定しました（平成26年3月改訂）。こうしたマニュアルや手引きを基に、平常時から災害時における支援体制を整備しておくことが大変重要です。

【平常時における取組】

1 要援護者情報の共有等

○ 市町村において、「災害時要援護者避難支援プラン」の策定や支援体制の整備を進めるためには、平常時からの要援護者情報の収集・共有が必要です。

○ 内閣府が平成18年3月に取りまとめた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」においては、災害時要援護者情報の福祉部局と防災部局の共有化を進める方法として、関係機関共有方式、手上げ方式、同意方式の3つについて、次のとおり規定しています。

(1) 関係機関共有方式

- 地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ず

へいじようじ ふくしかんけいぶきよくとう ほゆう ようえんごしやじようほうとう ぼうさいかんけいぶきよく
に、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、
じしゅぼうさいそしき みんせいいいん かんけいきかんとあいだきようゆう ほうしき
自主防災組織、民生委員などの関係機関等の間で共有する方式。

こじんじようほうほごじようれい もくてきがいりよう だいさんしやていきよう かもう きていれい
〈個人情報保護条例において目的外利用・第三者提供が可能とされている規定例〉
ほんにんいがい もの ほゆうこじんじようほう ていきよう あきほんにん りえき
・「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益に
なると認められるとき」
じつしきかん しよじようじむ すいこう ひつよう はんいなく きろくじようほう ないぶ りよう
・「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、
かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」
とうがいきろくじようほう りよう そうとう りゆう
・「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴
いて特別の理由があると認められるとき」等

(2) 手上げ方式

- ・要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。
- ・実施主体の負担は少ないものの、要援護者への直接的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障がい等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。

(3) 同意方式

- ・防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。
- ・要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。このため、福祉関係部局や民生委員等が要援護者情報の収集共有等を福祉施策の一環として位置付け、その保有情報を基に要援護者と接すること。または、関係機関共有方式との組合せを積極的に活用することが望ましい。

さいがいじようえんごしや ひなんしえん くに かんが
〈災害時要援護者の避難支援ガイドラインにおける国の考え〉
くに ぎようせいきかん てきよう ぎようせいきかん ほゆう こじんじようほう ほごかん
「国の行政機関に適用される『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律』では、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときに、
ほゆうこじんじようほう もくてきがいりよう ていきよう ばあいほんにん りえき
保有個人情報の目的外利用・提供ができる場合があることを参考にしつつ（第
じようだいこうだいごうさんこうじようぶんさんしやうせつきよくてきとく
8条第2項第4号・参考条文を参照）積極的に取り組むこと。
さいひなんしえんちよくせつたざさ みんせいいいん じしゅぼうさいそしきとう だいさんしや いう
その際、避難支援に直接携わる民生委員、自主防災組織等の第三者への要

えん ごしやじょうほう ていきよう じょうほうていきよう さい じょうれい けいやく せいやくしよ てい
 援護者情報の提供については、情報提供の際、条例や契約、誓約書の提
 しゆつとう かつよう ようえん ごしやじょうほう う がわ しゆひ ぎむ かくほ
 出等を活用して、要援護者情報を受ける側の守秘義務を確保すること。
 こじんじょうほう とりあつかいせいど しんらい たか ようえん ごしやじょうほう きようゆう すす
 個人情報取扱制度への信頼も高まり、要援護者情報の共有も進んでい
 りゆうい せつきよくてき かんけいき かんきようゆうほうしき けんとう
 くことに留意すること。」として、積極的に関係機関共有方式についても検討
 するよう呼びかけている。
 しちょうそん ちいき じつじょう ふ じょうほうはあく ほうほうとう けんとう とりく
 市町村は、地域の実情を踏まえ、情報把握の方法等について検討し取組み
 すす
 を進める。

- 消防庁が平成24年4月1日現在で、全国1、742市町村を対象に実施した、災害時要援護者の避難支援対策への取組み状況の調査結果

・情報の収集・共有の方式を決めている市町村	1,684市町村
・そのうち、同意方式と手上げ方式を併用	422市町村 (25.1%)
手上げ方式	269市町村 (16.0%)
3方式を併用している市町村	254市町村 (15.1%)

2 要援護者の避難支援計画（避難支援プラン）の具体化

- 「避難支援プラン」は、市町村の災害時要援護者支援に係る「全体計画（全体的な考え方）」と要援護者一人ひとりに対する「個別計画（名簿・台帳）」との構成となっています。

「災害時要援護者の避難支援プラン」を策定し、災害時要援護者の避難支援対策への取組みを促進していくこととしております。

- 消防庁が平成24年4月1日現在で、全国1、742市区町村を対象に調査した、災害時要援護者の避難支援対策への取組状況の結果

・全体計画を策定済みの市町村	1,455市町村
・ 〃 策定中の市町村	249市町村
・ 災害時要援護者名簿を整備中の市町村	1,684市町村
・ 個別計画を策定中の市町村	1,527市町村

* 国は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂）を参考に、市町村において、災害時要援護者の避難支援の取組方針等（全体計画、災害時要援護者名簿、個別計画）が策定・整備されるよう促進している。

3 福祉避難所の指定などの準備

福祉避難所とは

身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所までには至らないが、一般的

○ 福祉避難所の指定等の準備としては、以下の項目となっています。

- (1) 福祉避難所の対象となる者の把握
- (2) 福祉避難所の指定
- (3) 福祉避難所の周知
- (4) 福祉避難所の施設整備
- (5) 福祉避難所に係る物資・器財、人材、移送手段の確保
- (6) 福祉避難所と社会福祉施設、医療機関等との連携
- (7) 運営体制の事前整備
- (8) 福祉避難所の運営訓練等の実施

4 平常時から地域住民などとの支援体制の準備

○ 平常時から災害時要援護者の状況把握、地域住民同士による支援体制づくりを進める必要とともに、災害時要援護者と地域住民とのコミュニケーションを密にし、防災意識や災害時の支援意識の醸成を図ることが重要です。

○ 地域コミュニティと防災意識の醸成

災害発生直後の災害時要援護者への地域住民の支援については、平常時における近隣との関係の差異が初期救援の明暗を分けると言われており、日頃から災害時要援護者と地域住民とのコミュニケーションを密にし、災害時における支援意識の醸成を図ることが重要です。また、市町村は、災害時要援護者本人や家族、社会福祉施設等の管理者等に対し、防災知識の普及・啓発に努めるとともに、防災訓練への積極的な参加を求め、災害時要援護者対策を重視した防災訓練を実施することが必要です。

(1) 地域住民等に対する周知

・地域における防災対応力の向上を図るため、地域住民に対し、防災に関する知識の普及・啓発を行うとともに、災害時要援護者への対応方法などについても周知します。

・さらに、日頃から災害時要援護者とのコミュニケーションを図り、室内の家具の固定などが自力でできない災害時要援護者に対して、家具の点検、固定を助力するなど互助意識を育み、地域住民同士の支援体制を整備します。

(2) 社会福祉施設等との連携

- ・社会福祉施設等と地域住民とが、災害時において連携を図ることができるよう、地域の防災訓練に施設の職員等が参加して、災害時要援護者の応急救助や介護方法の訓練を行ったり、施設の防災訓練に地域住民が参加して、入所者の避難誘導を手伝うなど、平常時から連携を図り、相互援助の体制整備を図ることが効果的です

(3) 災害時要援護者対策を含めた防災訓練

- ・災害時要援護者の避難行動等の特徴に配慮した訓練の実施
夜間や積雪時における災害発生を想定した訓練を行うことも重要です。その際には、消防関係者からの助言やボランティア等の参加・協力を得ることが不可欠です。
- ・避難場所までの避難訓練の実施
災害時要援護者と支援者が参加して防災訓練を行い、避難誘導等における留意点などを確認しておきます。視覚障がい者の場合は、避難場所までの経路を歩いて確認すること、車イスでの移動が必要な場合、避難場所までの間に通れない場所がないかなども確認しておきます。
- ・災害図上訓練“DIG”(Disaster Imagination Game)の実施
地域住民が参加して、地図を囲みながら、災害想定を条件設定し、図上訓練を行います。図上訓練は比較的、手軽に実施することができ、また、参加者が災害全体のイメージを共用できることから、住民の防災意識の醸成にも有効な手立てとなります。地域の住民が参加して、避難誘導や関係機関との連絡などについて、ディスカッションを行うことにより、地域の住民のネットワークづくりに役立つことが期待できます。

【災害時における取組】

- 災害発生時における取組は、速やかに実施することが求められる重要な役割として、次の3つが考えられます。
 - (1) 被災地における障がい者の安否及び被災生活状況の確認
 - (2) 被災した障がい者の緊急的なニーズの把握とその対応
 - (3) 福祉避難所の開設
- これらの役割が機能するためには、普段から、災害発生時に速やかに安否確認の行動が起こせる市町村、相談支援事業所及び関係機関との協力体制づくりと、障がい者の生活実態に関する情報の把握、関係機関同士で共有化するルールづくりなどが欠かせません。協力体制は、地域の協議会等の普段の活動を通して、

でんわ ほん きょうりよく あ かんけい きず じゅうよう じょうほう はあく きょう
電話1本で協力し合える関係を築くことが重要です。また、情報の把握と共
ゆう か こじんじょうほう ほ ごほうとう かんけい むずか
有化のルールづくりについては、個人情報保護法等との関係があり、なかなか難
じょうきよう し ちようそん ちゆうしん じゅうみん り かい ひろ せつきよくてき
しい状況もありますが、市町村が中心となって、住民の理解を広める積極的
とりく たいせつ
な取り組みが大切です。

③ 障がいの有無にかかわらず、全ての人々に必要な情報が伝達されるとともに、ニーズ等についても適切に把握することができるよう、障がい特性への理解や情報保障への配慮が行われている。

- 災害時の取組においては、情報保障への配慮が極めて重要です。災害時には、平常時に増して、様々な情報を適時適切に把握することが必要となりますが、障がい者などの情報弱者とされる方々には、必要な情報が全く伝わらなかったり、伝達が遅れたりすることが少なくありません。
- 障がいの有無にかかわらず、全ての人々に必要な情報が伝達されるとともに、ニーズ等についても適切に把握することができるよう、情報保障への配慮を行っていく必要があります。

V 障がい者の就労支援

1 障がい者の就労を支援するため、関係機関等の連携・協力体制を確保している。

① 市町村、関係機関、施設（事業所）等が合同で、地域における障がい者の就労支援に関して協議する場・機会を確保している。

- 地域には、障がい者の就労に関わる様々な機関が存在しており、市町村をはじめ各機関は、それぞれ専門的な機能を有する社会資源です。しかし、一つの機関だけでは、持っている情報も取り得る支援もある一面に限られてしまい、障がい者にとって十分な支援とはならないことが多くなります。

地域の障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、障害者職業センター、医療機関、特別支援学校、相談支援事業者、経済団体、職親会、地域の協議会、総合振興局（振興局）・市町村等の行政機関などの関係機関が情報を共有し、相互に連携する関係を築き、連携を強化していくことが、地域の障がい者の就労推進につながります。

- 市町村毎に設置する地域の協議会（就労支援部会等）など地域に存在する障がい者の就労支援に係る機関が集まる機会を設定、あるいはそこに参画し、合同で協議する場を確保し、お互いが「顔の見える関係」をつくり、関係機関の連携のもと、障がい者にとって必要な支援を進めることが重要です。（②参照）

- 市町村は、まず、地域にある他の社会資源に幅広く声をかけ、集まる機会を設定し、あるいはそういう場に積極的に参画し、各機関の持つ情報や専門性を最大限に活用しながら、それぞれの自治体の障がい者の就労に関して、幅広く協議できる体制を確保することが必要です。

② 就労を希望する個々の障がい者に対して、地域の関係機関が必要な情報を共有するとともに、適性評価、職業体験、就労、職場定着、就業生活支援などのプロセス毎に役割分担し、就職の準備段階から職場定着まで支援できる体制を確保している。

○ ①で述べたように、各機関はそれぞれ高い専門性を持っていますが、単独機関だけでは障がい者の様々な悩みや不安の解消には至らないケースもあります。そのような場合には、個々の障がい者の悩みや相談に応じて、必要な関係機関が集まり、障がい者の情報を共有し、関係者が共通の認識にたつて、障がい者の全体像や直面している課題の明確化を図り、解決に向けたアプローチの方法を協議することが重要です。その上で、各機関がプロセスに応じて役割分担しつつ、専門的な役割や力を発揮することにより、その障がい者にとって必要な一体的な支援が実施されることとなります。

○ 関係機関は相互にリンクしながら、共通理解の上に立って、それぞれの専門的な役割を果たし、障がい者の就労サポートにあたります。市町村はその1機関として機能するとともに、我がまちの障がい者の就労推進のため、関係機関の連携・協力体制を確保しておくことが求められます。

2 障がい者の就労促進や職場定着の取り組みが行われている。

① 地域の公的機関、民間企業等において、障がい者の職場実習や職場体験を行う場を確保している。

- 多くの場合、障がい者は、施設（事業所）や特別支援学校での訓練、相談、職業体験、実習など、いくつかの段階を経て就労に至ります。中でも職場実習や体験は、短期間でも職場や職業生活を体験できる重要なステップです。
- 職場実習や職場体験には次のような利点があると考えられます。
 - ・ 通い慣れた施設（事業所）や家ではなく、多くの方が働いている「職場」や「職業生活」を体験できる。一定期間をいつもと違う環境の中で過ごすことで障がい者の自信につながる。
 - ・ 障がい者にとっても支援者にとっても、それまでの相談やチーム支援でわかった障がい者の特徴（セールスポイント、苦手な事、性格、障がい特性）にあう仕事かどうか、アセスメントができる。
 - ・ いくつか実習や体験を行うことにより、就労の際のミスマッチを少なくすることができる。
 - ・ 受入れ側の公的機関や企業等が、障がい者や障がい者の就労について理解を深める機会となり、就労に結びつくケースもある。
- こうしたことから、市町村は自ら実習受入れに配慮するとともに、他の公的機関や企業等に対して働きかけを行うなどして、地域内で障がい者が職業体験できる場の確保を図ることが重要です。他の自治体の受入事例の収集や、企業等への働きかけに際しても、圏域での合同会議などの活用や、施設（事業所）・他機関との連携が有効です。

② 就労後の個々の障がい者の悩みなどに対して、相談できる体制を確保している。

○ 障がい者にとって、就労することがゴールではなく、就労して長く働き続けることが重要です。そのためには、就労後の障がい者が悩みや不安などを感じた場合、安心して相談でき、障がい者を支援できる体制が必要です。

○ 相談先としては、次のような社会資源があります。

- ・ 就職先の企業等の同僚・上司（見守る担当者）
- ・ 障害者就業・生活支援センター、市町村の相談支援事業所（I参照）
- ・ ハローワーク
- ・ 障害者職業センターのジョブコーチ等
- ・ 当事者が利用していた施設や在籍していた特別支援学校
- ・ 通院先の医療機関
- ・ 市町村の福祉担当窓口
- ・ 家族や友人

○ しかし、こうした社会資源があっても、障がい者本人にその利用を委ねていては、本人が言い出せなかったり、相談できる機関にたどり着けなければ、相談することができません。また、就労先に任せきりでは負担が大きく、取り得る支援も限定されます。

障がい者や就労先には、就労後も1-②で述べた支援機関が存在していることをあらかじめ知らせておき、障がい者のサインを見逃さず、培ったネットワークを活用して対応できる関係を確保しておくことが大切です。

就労後も相談できる相手がいることが双方の安心につながり、悩みや問題の解決、職場定着につながると考えられます。

また、地域内で、障がい者同士が気軽に話し合える場や機会を設けることは、障がい者にとって心安く、様々な悩みなどを話しやすくなると考えられます。

3 施設や障がい者を雇用する企業を支援する取組みが行われている。

- ① 地域の公的機関、民間企業等が施設（事業所）の授産製品購入や業務委託等に配慮している。
- ② 公共施設や各種イベントを活用し、授産製品や関係企業の製品販売やPRのスペースを確保している。

- 障がい者のうち、一般就労が困難ないわゆる福祉的就労に従事している人の工賃（賃金）は、月額1万8千円程度（H28道内平均）で、障害基礎年金などの社会保障給付と併せても、経済的に自立した生活を送る水準に達していない状況です。

この状況を改善するため、道においても、指定法人を通じ施設（事業所）側に働きかけるとともに、製品等を受発注するシステムの活用など工賃向上に向けた取組みを行っています。

- 工賃の向上は施設（事業所）側の取組みだけではなく、購入・利用や販売協力などの周囲の支援にかかっています。施設（事業所）の中には、既存の製品だけではなく、新たな注文製作に応えられる施設（事業所）もあります。自治体としての利用に加えて、地域の協議会などの場で、地域内の施設（事業所）の製品やサービスを周知し、支援方法を検討するなど、販路拡大等に向けたできる限りの支援が求められています。

- また、市町村は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき調達方針を定め、施設等からの物品や役務を優先的に調達する必要があります。こうした調達を円滑に推進するため、地方自治法による特定随意契約制度の積極的な活用がもとめられます。

さらに、障がい者を多数雇用していたり、施設に製品や業務を積極的に発注しているなど、障がい者の就労を支援している企業の取組を周知し応援することは、他の企業や住民の間に障がい者の就労についての理解を広める効果につながります。「障がい者就労支援企業認証制度」の認証企業やサポーター的存在の「障がい者の就労支援の輪を広げる取組～道民一人1アクション」参加企業、地元に着した職親会会員企業など、地域の企業と連携した取組は、障がい者の就労支援

の^わ輪^{ひろ}を^{うえ}拡^{こん}げ^ごる^{じゅうよう}上^{じゅうよう}で^{じゅうよう}今^{じゅうよう}後^{じゅうよう}ま^{じゅうよう}す^{じゅうよう}ま^{じゅうよう}す^{じゅうよう}重^{じゅうよう}要^{じゅうよう}に^{じゅうよう}な^{じゅうよう}り^{じゅうよう}ま^{じゅうよう}す^{じゅうよう}。

③ 企業、施設(事業所)に対して、障がい者の就労支援に関する各種施策(福祉・雇用)などの情報提供や、雇用に向けた働きかけを行う機会を設けている。

○ 障がい者の就労支援に関しては、福祉と雇用の両サイドから制度や各種施策が展開されており、障がい者の就労(雇用)を進める際には、条件に適合する制度や施策を活用することが効果的です。

○ 1で述べたように、普段から関係機関と「顔の見える関係」を築き、情報を収集するとともに、企業や施設(事業所)に対して機会を捉えて提供するなど、制度や施策の活用を図ることが障がい者の就労促進に役立ちます。市町村やIの相談支援事業所は、他機関の施策等の情報を広く把握しておき、詳細については該当機関の力を借りられる関係にあることが大切です。

○ また、2の①でも触れたように、施設(事業所)は、「求人・実習先の確保等」を大きな課題と捉えています。個々の施設(事業所)が多く企業に働きかけを行うのは難しく、相手先が限定されるなどの限界もあります。市町村内の施設(事業所)利用者や在宅障がい者、特別支援学校卒業予定者の就労に関するニーズや訓練状況などを把握した上で、施設(事業所)と連携して定期的に地域内の企業に働きかけるなど、自治体としても積極的な支援が求められています。

○ 市町村の中には、他部局等と連携し、観光や農林水産業などの地域振興策と協働して、障がい者の就労先を検討するという動きも出てきています。庁内の関係部局の取組みについても把握し、障がい者の就労を、これまでの業種だけでなく、関係機関と連携しながら、新たな分野や就労形態といった視点から検討することも有効です。

Ⅵその他

1 地域の協議会の「機能」を確保し、実効性のあるものとする取組みが行われている。

① 実効性のあるものとするため組織運営についての検討が行われている。

○ 地域の協議会の活用が進まない理由の一つとして、既に同様の役割を担う委員会や協議会組織が数多く設置されており、それらの組織の中には形骸化しているものもあり、新たな設置の必要性が認められないという意見があります。

○ 障がい者のニーズをしっかりとキャッチする地域の相談窓口と、受け止めたニーズをニーズに添った支援につなげる関係機関によるネットワーク（地域の協議会）は、地域で暮らす障がい者の生活を支える車の両輪です。

地域の協議会は、必要な機能を確保することが重要であり、その形式については、地域の実情に応じて、既存組織の活用、複数市町村による共同設置など、自由にデザインすることが可能です。

従って、既存の組織が、Ⅱ-1に記載した「機能」を有しているか、今一度検証し、それらの「機能」が有効に働くよう取組むことが大切です。

○ 一方、地域の協議会が設置されていても、その活動が、単に、障がい福祉計画作成のための外部委員会、あるいは、地域の関係団体との情報交換的な役割しか果たしていない場合は、本来の目的である地域課題の解決を図るための「機能」が発揮できるよう、組織の見直しなどを行うことが大切です。

② 地域の様々な制約がある場合、取組みの優先順位を検討するなど、地域の実情を踏まえた検討が行われている。

○ 地域の協議会は、市町村の人口規模や社会資源の実情を踏まえ、実効性を発揮できる組織とすることが重要です。

最初は地域が最も必要としている機能を確保することから取組み、例えば、地域づくりを進めたいという思いを共有する関係機関と協力し、個別支援会議と定例会を立ち上げ、個別の相談におけるニーズに対する支援の検討から始め、課題に対して協働して取組み、解決する体験を積み上げることが大切です。

このような成功体験を積み上げる活動を通して、関係者相互の絆を深めるとともに、ネットワークに参画する仲間を増やしながら、課題を解決する力を養い、徐々に困難な課題にも取り組むなど、段階的な取組みを継続することが重要です。

すぐには成果は上がらないかもしれませんが、しかし、社会資源が何もないと考えて諦めてしまうのではなく、地域で思いを共有化した人々との協働作業というプロセスを大切に、自分達の手で地域をつくる、制度がなければ、地域の知恵と力を結集し、自分たちで必要な制度をつくっていく取組みをあきらめずに継続することが大切です。

ほつ かい どう しょう しや じよう れい
北海道障がい者条例

- ・ ち い き ちいき
地域づくりガイドライン
- ・ ち い き ちいき かい せ つ かいせつ
地域づくりガイドラインの解説

へい せい ねん がつ
平成30年10月

はつ こう しや ほん かい どう ほ けん ふく し ぶ ふく し きよく しょう しや ほ けん ふく し か
発行者 北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課
〒060-8588 さつ ぼろ し ちゆう おう く きた じよう に し ちよう め
札幌市中央区北3条西6丁目
TEL (011) 231-4111 (内線 25-724) ない せん
E-mail hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp